

# 第2期男鹿市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 計画の法的根拠の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 男鹿市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 人口・世帯等の状況	4
2. 少子化の動向	9
3. ニーズ調査結果	13
4. 人口推計	24
第3章 計画の基本的な考え方	26
1. 基本理念	26
2. 基本目標	26
3. 施策体系	27
第4章 施策の展開	28
基本目標1. 地域の子育て支援の充実	28
基本目標2. 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の充実	31
基本目標3. 安心して暮らせる生活環境の整備	35
基本目標4. 支援が必要な子ども・子育て家庭への支援	36
第5章 子ども・子育て支援事業計画	39
1. 子ども・子育て支援事業の概要	39
2. 教育・保育の提供区域の設定	40
3. 計画期間の子ども数と潜在的家族類型	40
4. 幼児期の学校教育・保育	41
5. 地域子ども・子育て支援事業	43
6. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項等	48
7. その他の事項	49
第6章 計画の推進	50
1. 推進体制	50
2. 計画の広報・啓発	50
3. PDCA サイクルによる推進・管理体制	50
参考資料	51
1. 男鹿市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	51
2. 男鹿市子ども・子育て会議委員名簿及び条例	51

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と背景

わが国の子どもの数（15歳未満人口）は、平成26年4月1日現在1,633万人（総務省）でしたが、毎年減少しており、平成30年10月で1,541万5千人、前年よりも17万8千人減少し、総人口に占める割合は12.2%と、子ども数と子どもの割合は過去最低を更新しながら推移しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行が速く、子どもをもつ年代の人口も減少しています。

少子化や核家族化が進み、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちに様々な影響が指摘されています。このようななか、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、男鹿市においては、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について質・量ともに充実を図るために、「男鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度に基づく事業の推進を図っています。

一方で、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、平成36年度までの法律の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。

### ■参考／子ども・子育て支援法の趣旨■

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことをめざす。

- ◆乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◆保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

内閣府「基本指針」の要約

男鹿市では、平成27年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、幅広く子育て支援事業を推進してきました。一方で、子育て家庭の保育ニーズの高まりなど子どもの育つ環境は変わってきています。このようなことを踏まえ、子どもの健やか育ちと子育て世帯の子育てを地域が関わりながら支援する環境を整備することを目的に、これまでの取り組みや課題を踏まえ、第2期男鹿市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

## 2. 計画の法的根拠の位置づけ

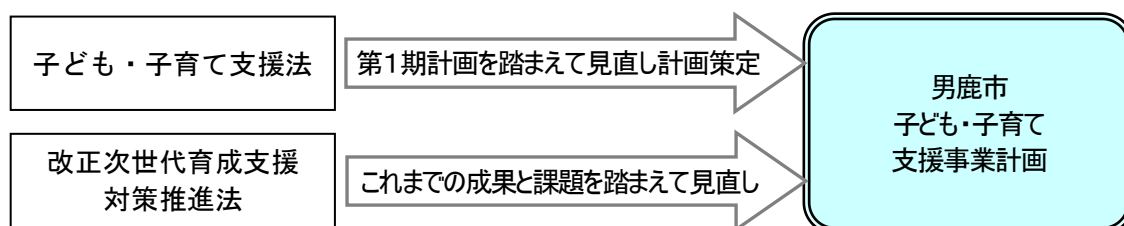
本計画は、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画からなるものです。

次世代育成支援行動計画は子ども・子育て家庭を支援するための様々な分野にわたる計画です。一方、子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育サービス、地域子育て支援事業等の提供について、具体的な見込み量と確保策を示し、とりまとめます。

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める市町村計画です。また、この計画には、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」を包含しています。ただし、他の計画において進行管理している施策・事業の一部は除くものとします。

上位計画である「男鹿市総合計画」をはじめ、「男鹿市地域福祉計画」「男鹿市男女共同参画計画」（第3次計画 平成27年度策定）等、「男鹿市子どもの貧困に関する支援計画」との調和を保ちます。あわせて、本計画には、母子保健計画の内容と、国の新・放課後子ども総合プランに基づく内容を含んでいます。

### ■計画の法的根拠■



### ■参考／子ども・子育て支援法の市町村計画について■

#### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

#### ■計画期間■

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 ～
子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画期間					
					見直し	次期 計画

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「男鹿市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、令和元年度に就学前児童・小学生児童保護者に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、その結果を基に、男鹿市子ども・子育て会議で協議いただきながら策定を進めてきました。

#### ■計画概要■

- (1) 調査対象：就学前児童保護者、小学生児童保護者
- (2) 調査方法：郵送／通園・学校先により配布・回収
- (3) 調査期間：令和元年7月10日（水）～令和元年7月22日（月）
- (4) 回答状況

	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
就学前児童保護者	700	367	52.4
小学生児童保護者	900	657	73.0
合計	1,600	1,024	64.0

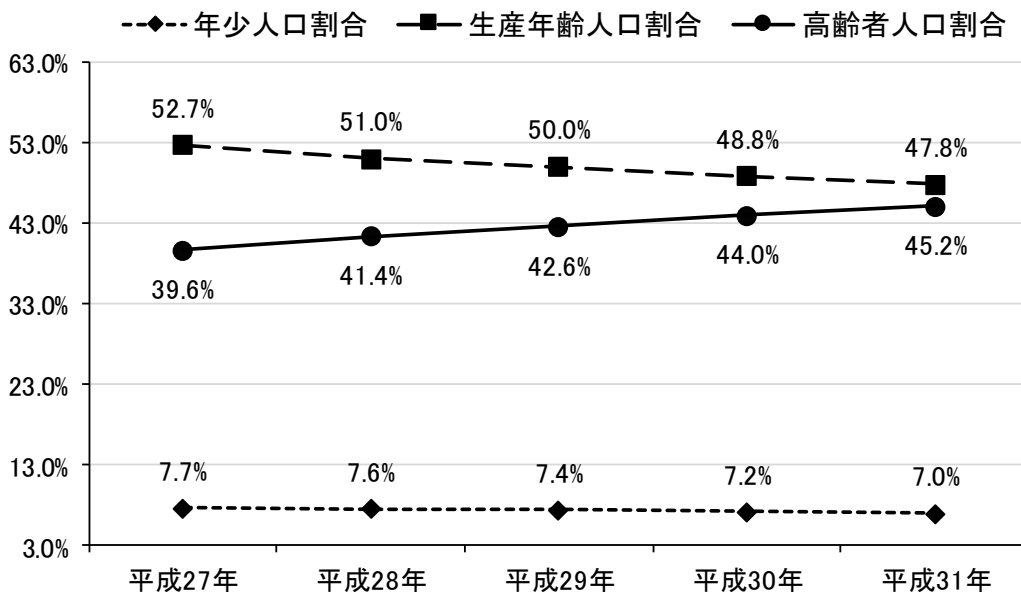
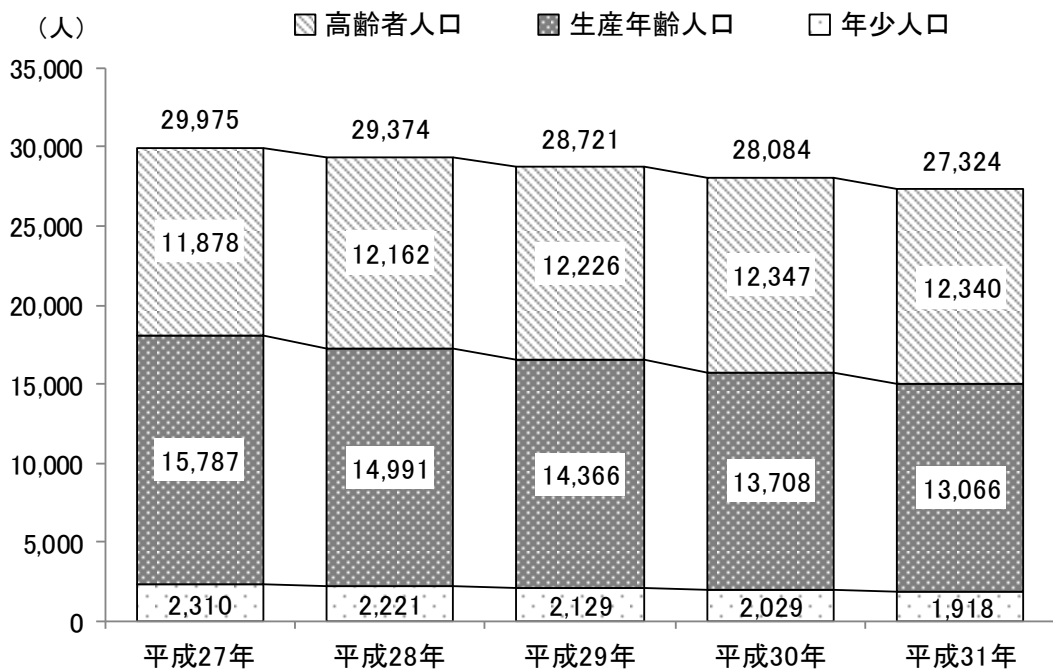
## 第2章 男鹿市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 人口・世帯等の状況

#### (1) 総人口

総人口は、平成27年の29,975人から平成31年は27,324人と減少し、年少人口は平成31年に2,000人台を下回っています。人口構成は、平成27年は生産年齢人口割合が52.7%、高齢者人口割合は39.6%でしたが、平成31年にはそれぞれ47.8%、45.2%とほぼ同程度になっています。

#### 【人口の推移(各年4月1日現在)】



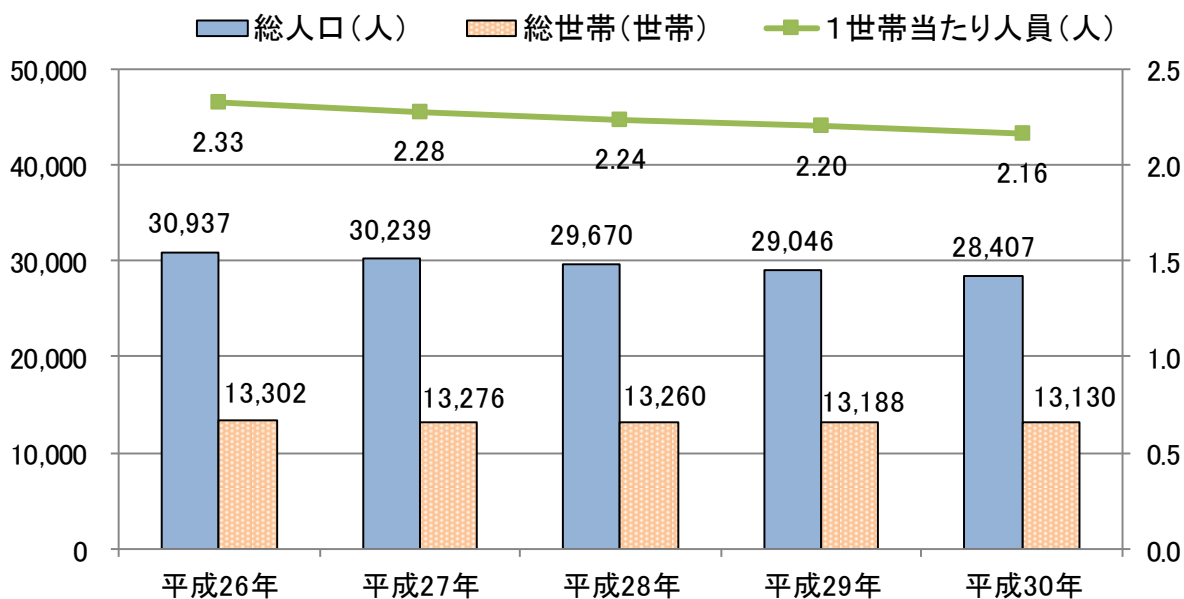
出典:住民基本台帳

## (2) 世帯数・世帯構成

世帯数は、平成26年の13,302世帯から平成30年には13,130世帯に減少し、1世帯当たり人員も平成30年には2.16人と減少しています。

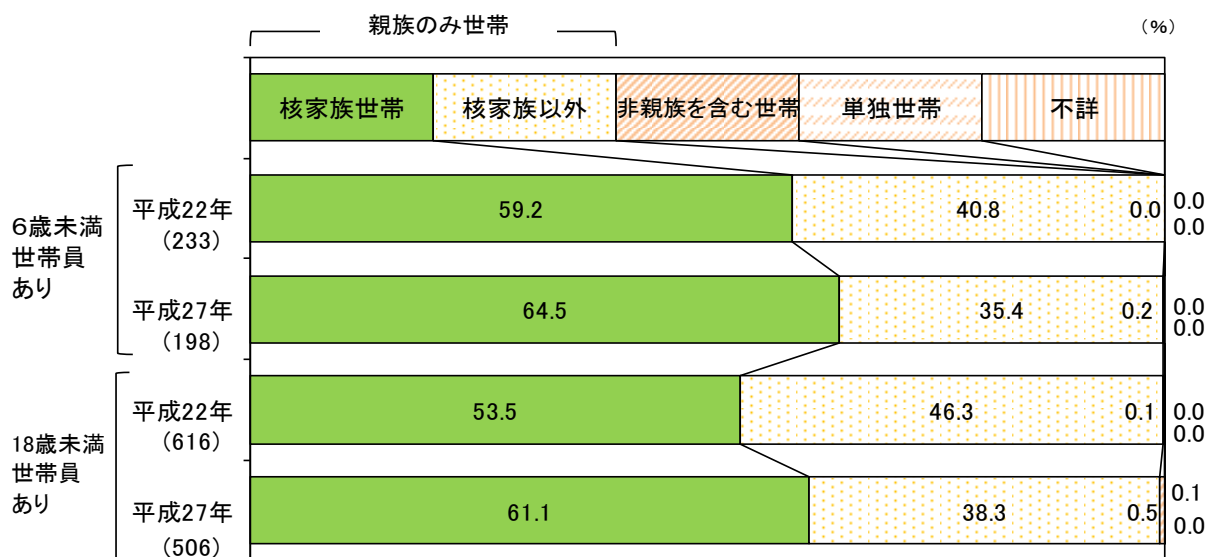
世帯構成は、平成22年と平成27年を比べると18歳未満の子どものいる世帯では核家族世帯が53.5%から61.1%に増加し、核家族以外の世帯は46.3%から38.3%に減少しています。

### 【人口及び世帯数(各年1月1日現在)】



出典:住民基本台帳

### 【人口及び世帯数(各年10月1日現在)】

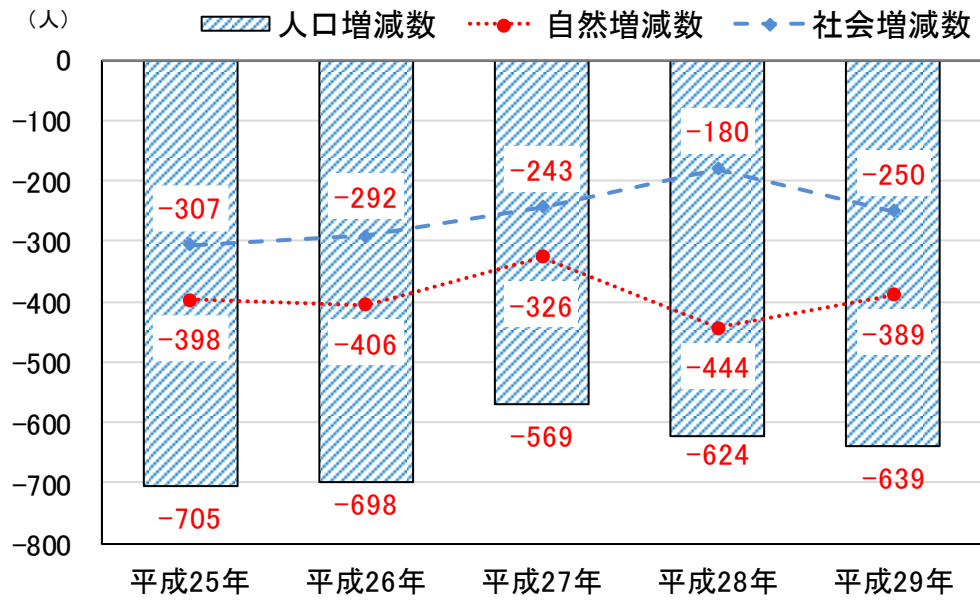


出典:国勢調査

### (3) 人口動態

人口増減数は、5年平均で年に647人減となっており、自然減が社会減を上回って推移しています。

【人口動態(平成25～29年の各年1月1日～12月31日)】



出典:総務省人口動態調査

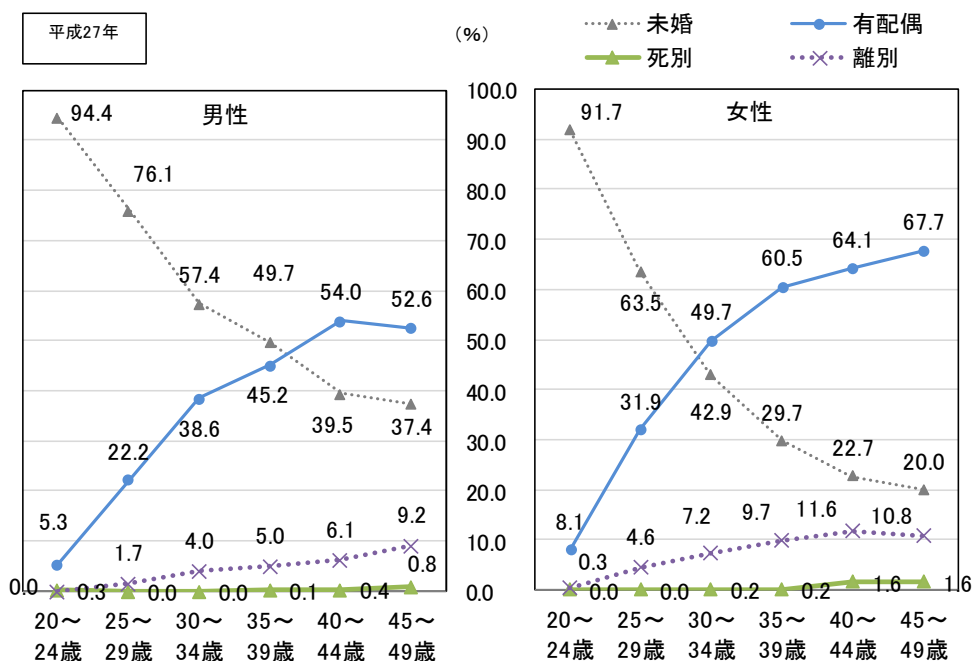


## (4) 有配偶状況

平成27年の婚姻状況は、男性は30代後半、女性は20代後半を境に未婚と有配偶の推移が逆転し、男性は40～44歳で未婚が39.5%、45～49歳で37.4%と女性のそれぞれ22.7%、20.0%より多くなっています。

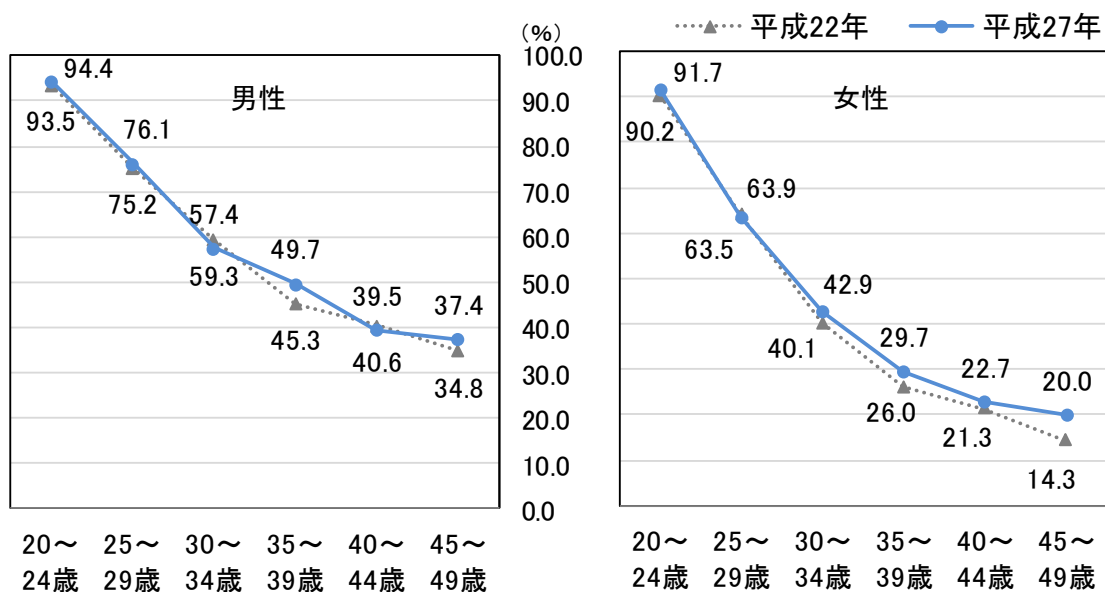
未婚率は、平成27年は平成22年に比べると、男性は35～39歳で49.7%、45～49歳で37.4%、女性は35～39歳で29.7%、40～44歳で22.7%、45～49歳で20.0%とやや高くなっています。

### 【男女5歳階級別配偶関係】



出典：国勢調査

### 【男女5歳階級別未婚率の推移】



出典：国勢調査

## (5) 就業者数

就業者数は平成22年の13,916人から平成27年は12,634人に減少しています。

男女別でみると、第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに割合が高くなっており、平成22年、平成27年ともに女性が70%を超えています。

### 【就業者数】

(上段:人、下段:%)

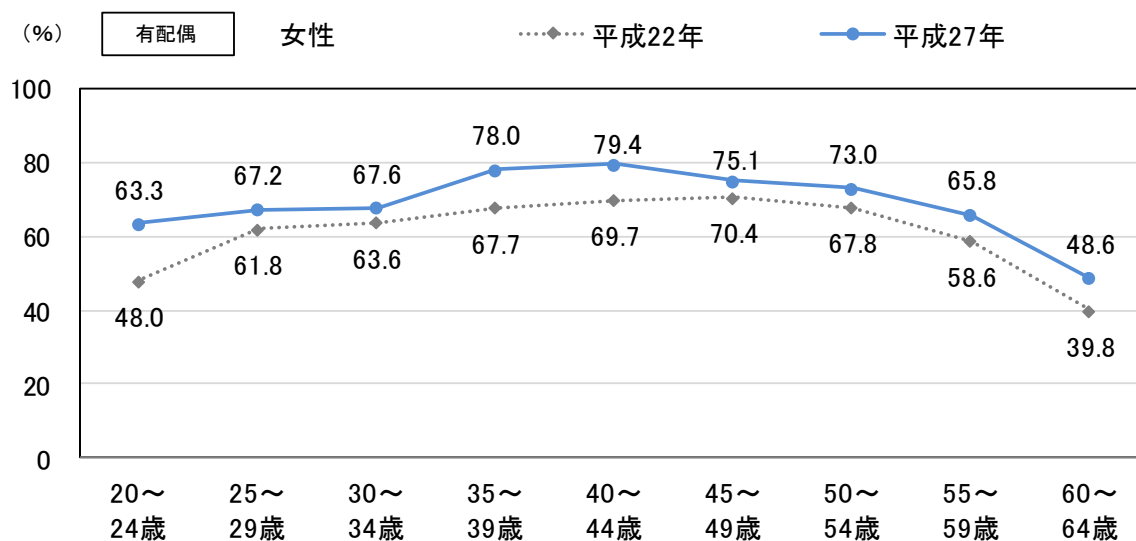
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	合計
平成22年	総数	2,024	3,138	8,734	20	13,916
		14.5	22.5	62.8	0.1	100.0
	男	1,294	2,521	4,191	11	8,017
		16.1	31.4	52.3	0.1	100.0
女	730	617	4,543	9	5,899	
	12.4	10.5	77.0	0.2	100.0	
平成27年	総数	1,720	2,900	7,877	137	12,634
		13.6	23.0	62.3	1.1	100.0
	男	1,093	2,316	3,719	80	7,208
		15.2	32.1	51.6	1.1	100.0
	女	627	584	4,158	57	5,426
		11.6	10.8	76.6	1.1	100.0

出典:国勢調査

## (6) 就業率

既婚女性の就業率は、各年代で平成27年が平成22年を上回っており、なかでも、人数は少ないものの20～24歳の既婚女性の就業率が高まっており、35～39歳、40～44歳の既婚女性の就業率は80%近い状況です。

### 【既婚女性の就業率の推移】



出典:国勢調査

## 2. 少子化の動向

### (1) 年少人口（14歳以下）

各年齢の年少児童人口をみると、平成27年の770人が平成31年は600人と、5年間で0～5歳児の合計が減少しているなか、0歳児は平成30年には97人、平成31年には72人と100人を下回っています。0～14歳全体でみると、平成27年の2,310人から平成31年の1,918人と5年間で17.0%減少しています。

#### 【年齢別年少人口の推移(各年4月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	123	104	105	97	72
1歳	112	127	107	102	100
2歳	133	108	129	104	103
3歳	143	136	106	124	100
4歳	121	143	132	104	124
5歳	138	123	144	131	101
0～5歳計	770	741	723	662	600
6歳	145	138	123	147	130
7歳	149	143	137	121	142
8歳	182	147	142	139	117
9歳	158	182	146	140	141
10歳	178	154	183	147	138
11歳	168	179	155	181	145
6～11歳計	980	943	886	875	813
12歳	184	164	177	155	179
13歳	192	184	161	175	153
14歳	184	189	182	162	173
12～14歳計	560	537	520	492	505
合計	2,310	2,221	2,129	2,029	1,918

出典:住民基本台帳

出生数は平成28年度までは100人を超えていましたが、平成30年度には76人となっています。

#### 【出生数(各年4月1日～3月31日の計)】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
105	105	97	76

出典:住民基本台帳

## (2) 教育・保育施設の状況

### ①認定こども園

認定こども園の通園児数は、保育認定は71人～87人で推移していますが、教育認定は平成27年の29人から年々減少しています。保育認定と教育認定を合わせた通園児数も平成27年の100人から減少しており、平成31年は91人となっています。

#### 【通園状況(4月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育認定	71	86	87	83	79
教育認定	29	23	23	17	12
合計	100	109	110	100	91

出典：健康子育て課

### ②保育園

保育園の通所状況は、全体で平成27年の373人から平成31年は337人と減少しています。2号認定が平成27年～29年は240人前後で推移していましたが、平成30年からは減少傾向にあり、平成31年は207人となっています。3号認定は130人台で推移しています。

#### 【通所状況(4月1日現在)】

(人)	区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
船越保育園	2号	90	87	90	100	90
	3号	49	54	59	63	60
	合計	139	141	149	163	150
脇本保育園	2号	56	59	70	56	52
	3号	38	35	28	26	29
	合計	94	94	98	82	81
五里合保育園	2号	6	7	13	10	8
	3号	8	4	2	5	6
	合計	14	11	15	15	14
北浦保育園	2号	23	28	22	22	15
	3号	13	12	13	8	7
	合計	36	40	35	30	22
若美南保育園	2号	52	50	41	31	33
	3号	23	26	29	27	23
	合計	75	76	70	58	56
玉ノ池保育園	2号	9	9	3	4	9
	3号	6	2	6	8	5
	合計	15	11	9	12	14
合計	2号	236	240	239	223	207
	3号	137	133	137	137	130
	合計	373	373	376	360	337

出典：健康子育て課

### ③幼稚園

幼稚園の通園状況は、平成27年から平成31年まで、いづみ幼稚園は43～49人で推移していますが、若美幼稚園は平成28年から減少しており、平成31年は16人となっています。

#### 【通園状況(4月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
若美幼稚園	30	33	27	24	16
いづみ幼稚園	49	40	45	42	43
合計	79	73	72	70	66

出典:健康子育て課

### ④事業所内保育

市内にある事業所内保育施設は1か所で、平成27年から平成31年まで2～5人が利用しています。

#### 【通所状況(4月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
いづみ幼稚園	2	3	5	5	4

出典:健康子育て課

## (3) 小学校・中学校の状況

### ①小学校

小学校の学籍状況は、平成27年の975人から年々減少しており、平成31年は811人となっています。

#### 【通学状況(5月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	145	137	122	144	130
2年生	150	143	136	120	141
3年生	182	148	142	138	116
4年生	156	183	147	140	140
5年生	174	152	183	148	138
6年生	168	176	153	180	146
合計	975	939	883	870	811

出典:教育委員会

## ②中学校

中学校の生徒数は、平成31年は微増傾向にありますが、小学校と同様減少傾向で、平成27年の546人から平成31年は485人となっています。

### 【通学状況(5月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	179	156	170	148	172
2年生	185	180	153	168	146
3年生	182	184	181	154	167
合計	546	520	504	470	485

出典:教育委員会

## ③放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数は、クラブにより増減に違いがあるものの、合計で見ると平成27年の294人より少なくなっており、平成31年は266人となっています。

### 【利用者数(5月1日現在)】

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
船越	80	92	89	96	100
北浦	23	22	22	26	20
船川	37	53	62	59	52
脇本	48	42	33	38	36
払戸	34	29	24	25	16
美里	16	16	17	20	17
五里合	13	9	8	7	5
野石	32	20	18	18	20
船川南	11	—	—	—	—
合計	294	283	273	289	266

出典:健康子育て課

### 3. ニーズ調査結果

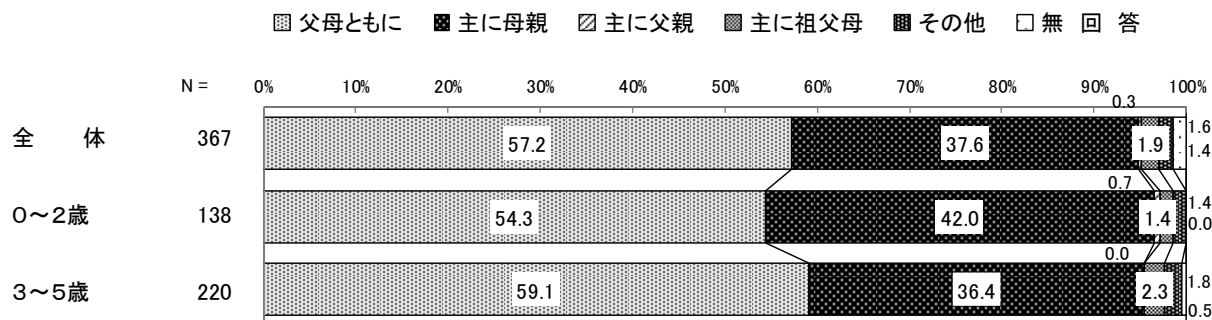
#### (1) 子育て家庭の状況

##### ① 子育てを主に行っている方

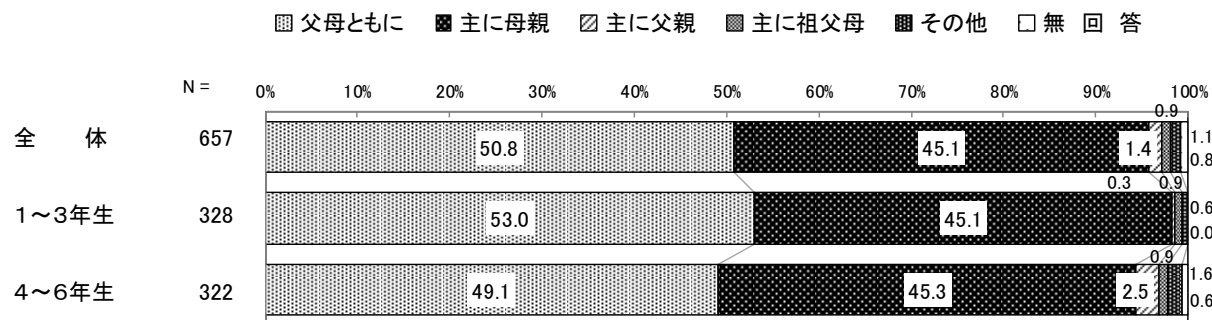
就学前児童では、「父母ともに」が57.2%と最も多く、「主に母親」が37.6%、「主に祖父母」が1.9%です。0～2歳で「主に母親」が42.0%とやや多くなっています。

小学生では、「父母ともに」が50.8%と多く、「主に母親」が45.1%と続いています。

問6 子育てを主に行っている方〔%〕

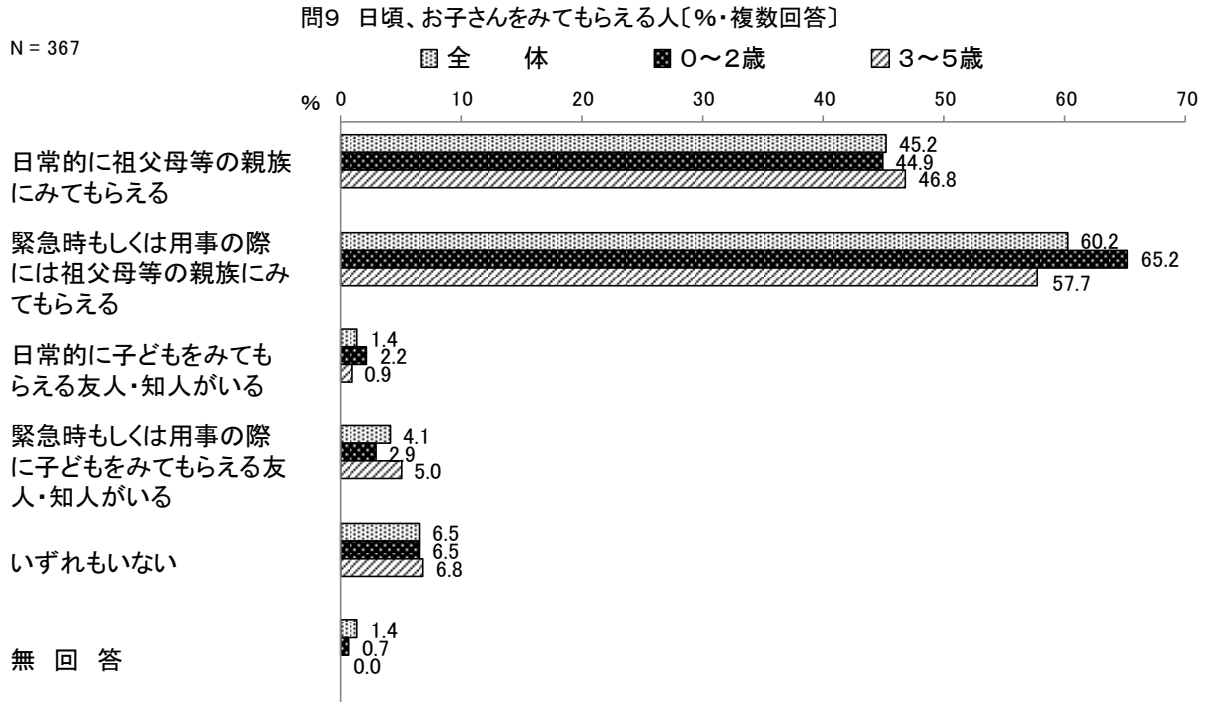


問6 子育てを主に行っている方〔%〕



## ②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無(就学前)

就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.2%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が45.2%で続いています。0～2歳では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.2%と、3～5歳の57.7%よりも多くなっています。



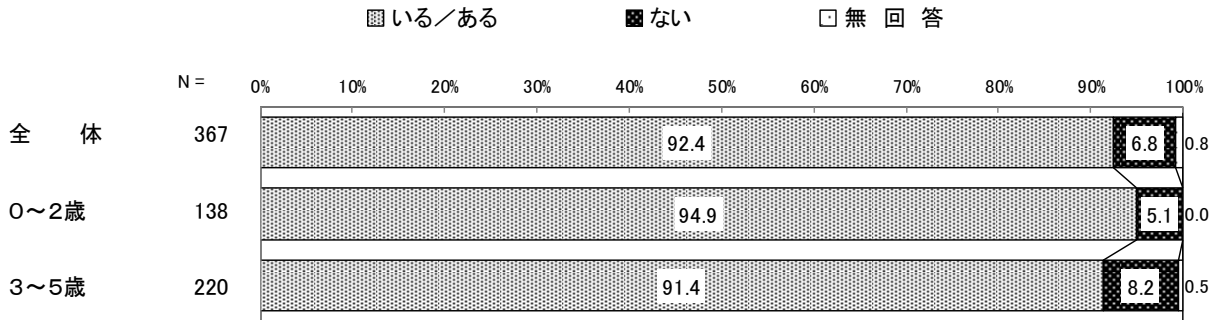


### ③子育て(教育を含む)の相談先

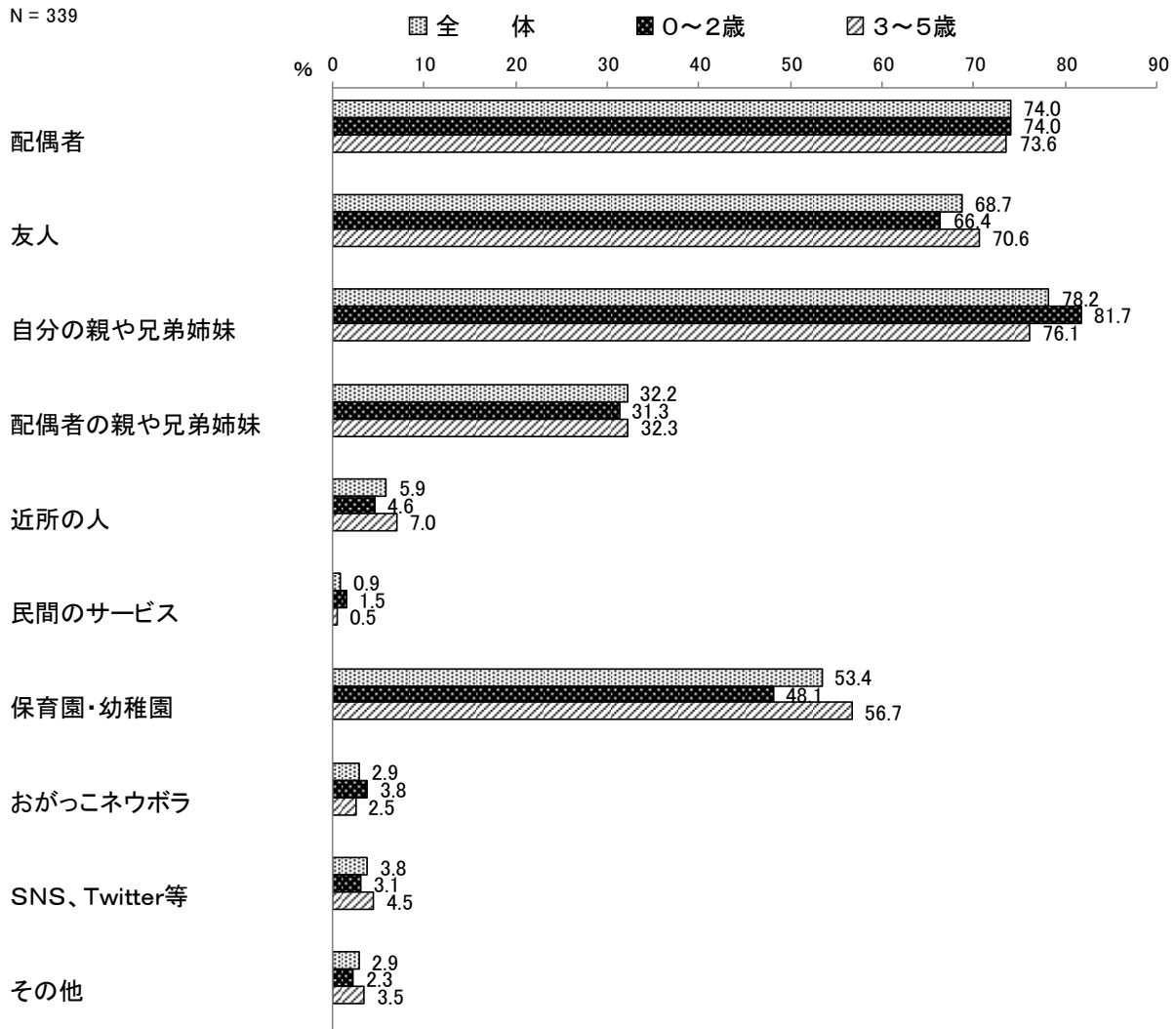
就学前児童では、「いる／ある」が92.4%とほとんどを占め、「ない」が6.8%です。

主な相談先は、「自分の親や兄弟姉妹」が78.2%、「配偶者」が74.0%と多く、「友人」が68.7%、「保育園・幼稚園」が53.4%、「配偶者の親や兄弟姉妹」が32.2%と続いています。

問12 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無[%]

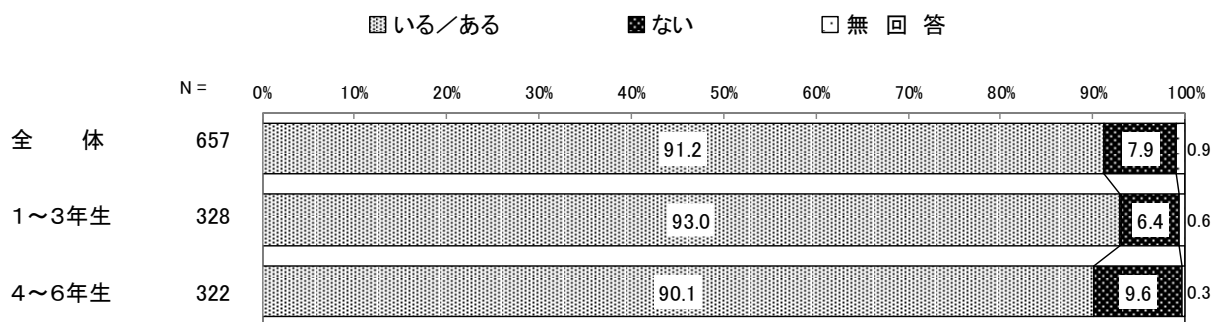


問12-1 気軽に相談できる先[%・複数回答]

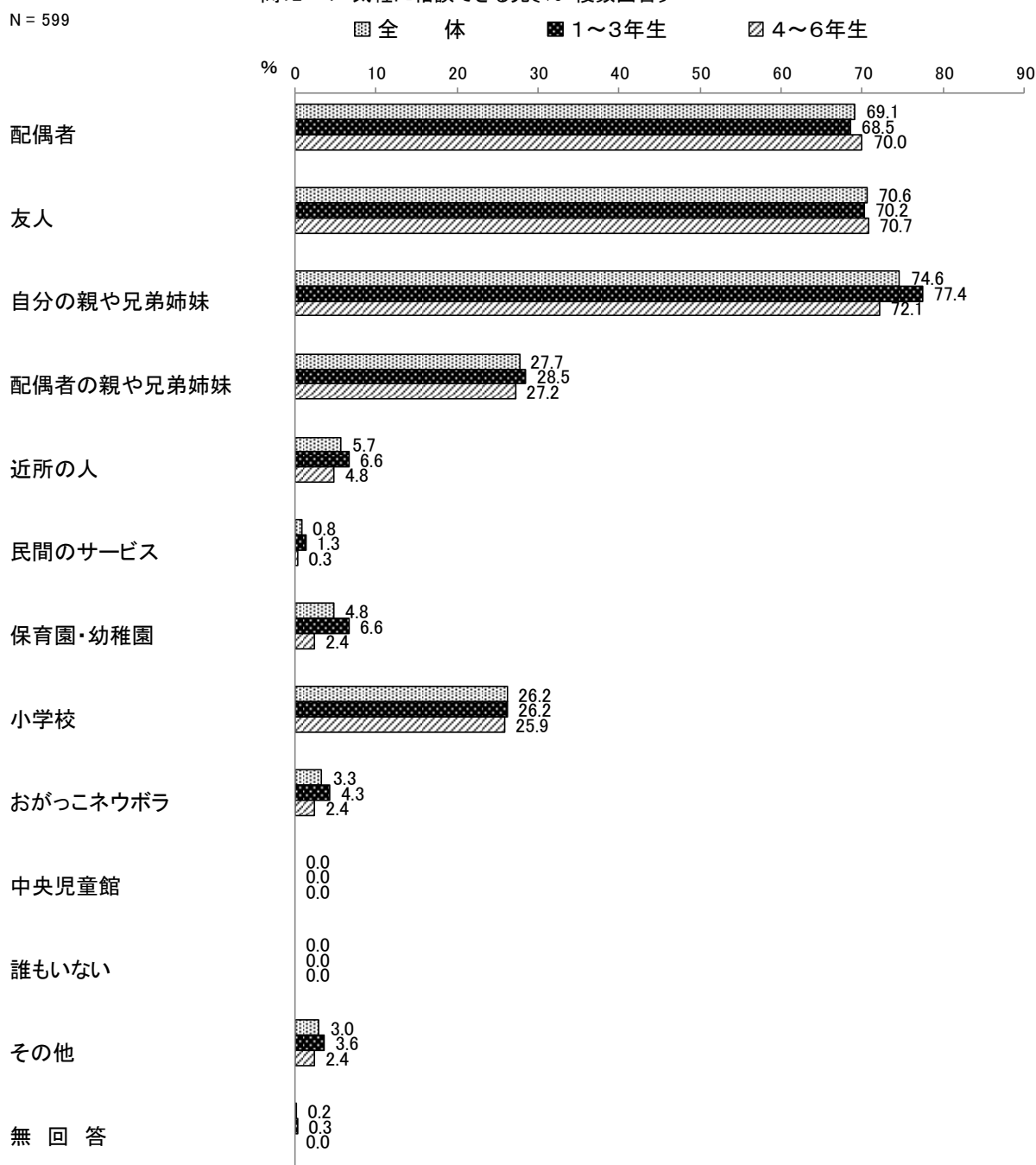


小学生では、「いる／ある」が91.2%とほとんどを占め、「ない」が7.9%です。  
 主な相談先は、「自分の親や兄弟姉妹」、「友人」、「配偶者」がそれぞれ70%前後と多くなっています。

問12 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無[%]



問12-1 気軽に相談できる先[%・複数回答]

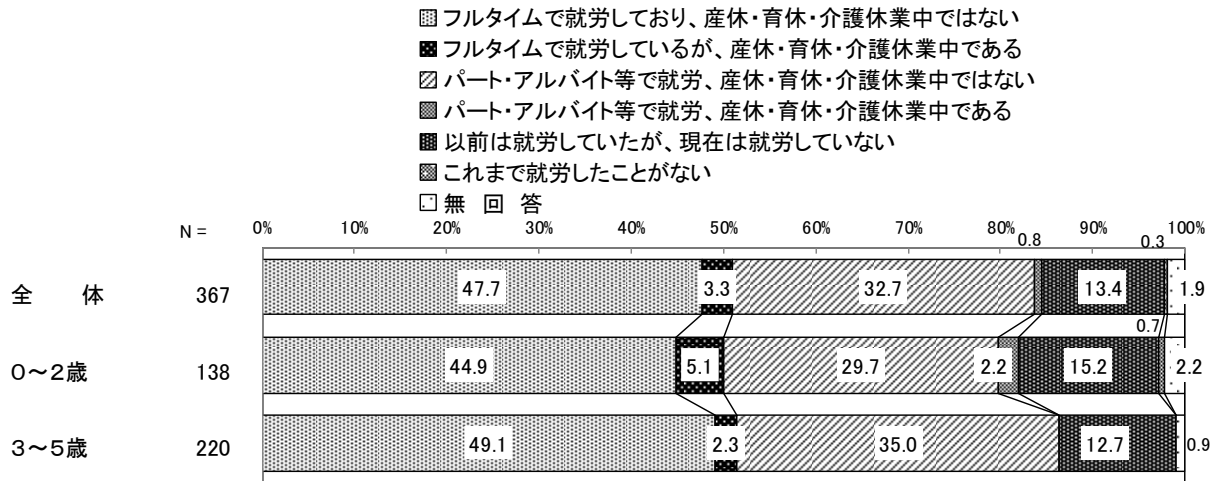


#### ④母親の就労状況

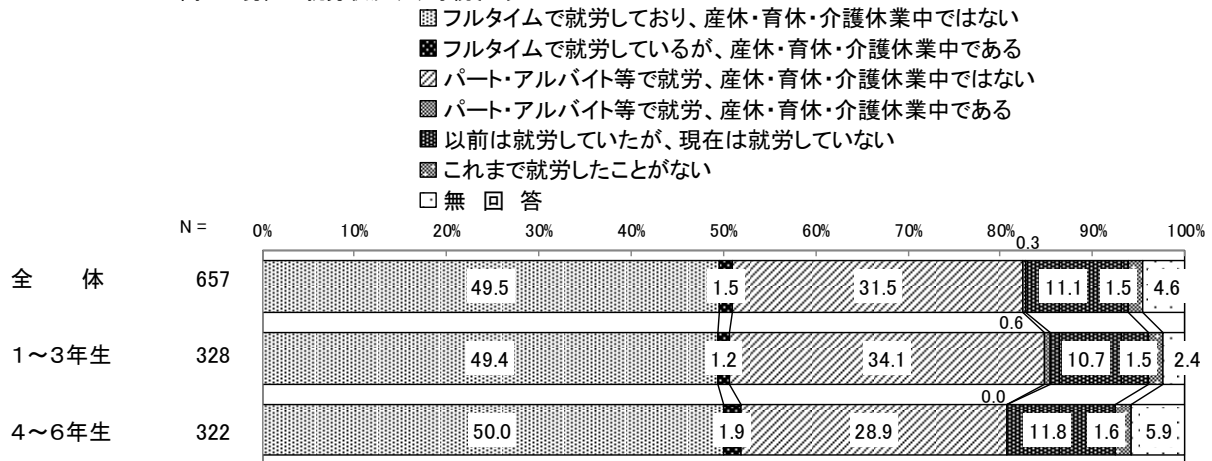
就学前児童では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.7%と最も多く、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.4%と続いています。

小学生では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が49.5%と多く、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が31.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11.1%と続いています。

問14 現在の就労状況(1)母親[%]



問14 現在の就労状況(1)母親[%]

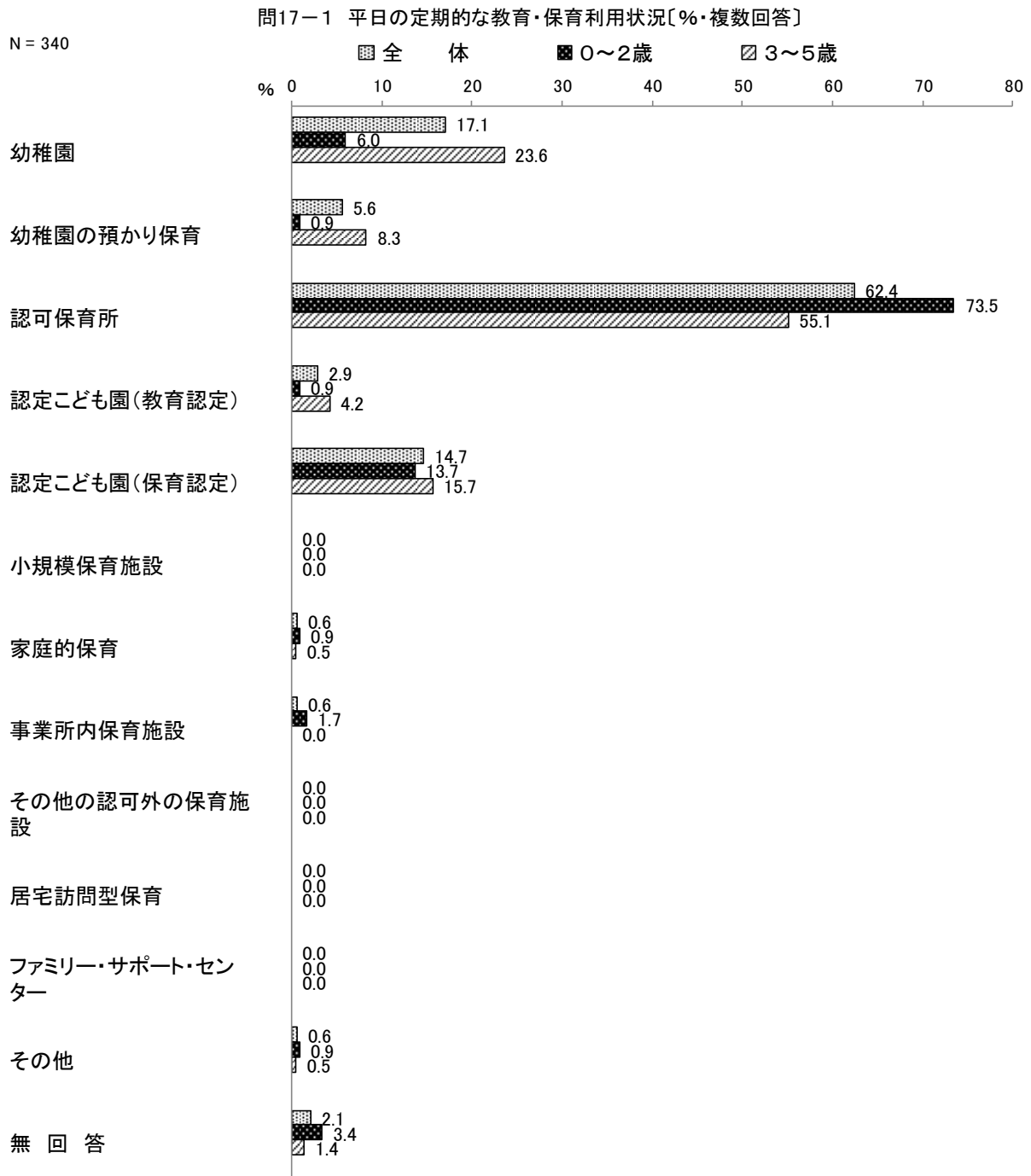


## (2) 保育・教育サービス等の利用

### ①平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)

定期的な教育・保育を「利用している」は92.6%とほとんどを占めています。利用者の主な保育先は、「認可保育所」が62.4%と多く、「幼稚園」が17.1%、「認定こども園(保育認定)」が14.7%と続いています。

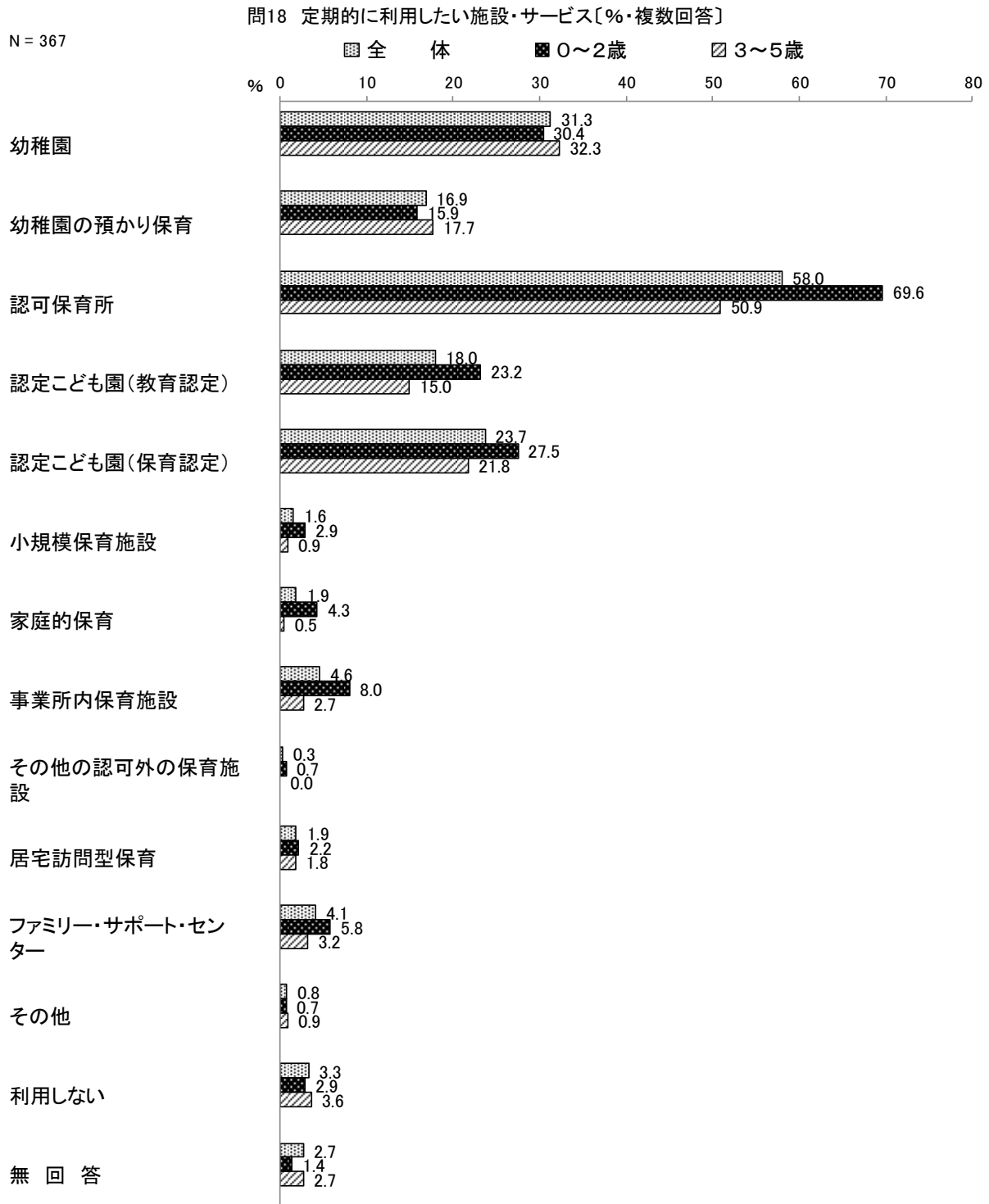
0～2歳で「認可保育所」が73.5%と多く、3～5歳も「認可保育所」が55.1%と最も多く、ついで「幼稚園」が23.6%となっています。



## ②平日の定期的な教育・保育事業の利用希望(就学前児童)

全体では、「認可保育所」が58.0%と多く、「幼稚園」が31.3%、「認定こども園(保育認定)」が23.7%、「認定こども園(教育認定)」が18.0%、「幼稚園の預かり保育」が16.9%と続いています。

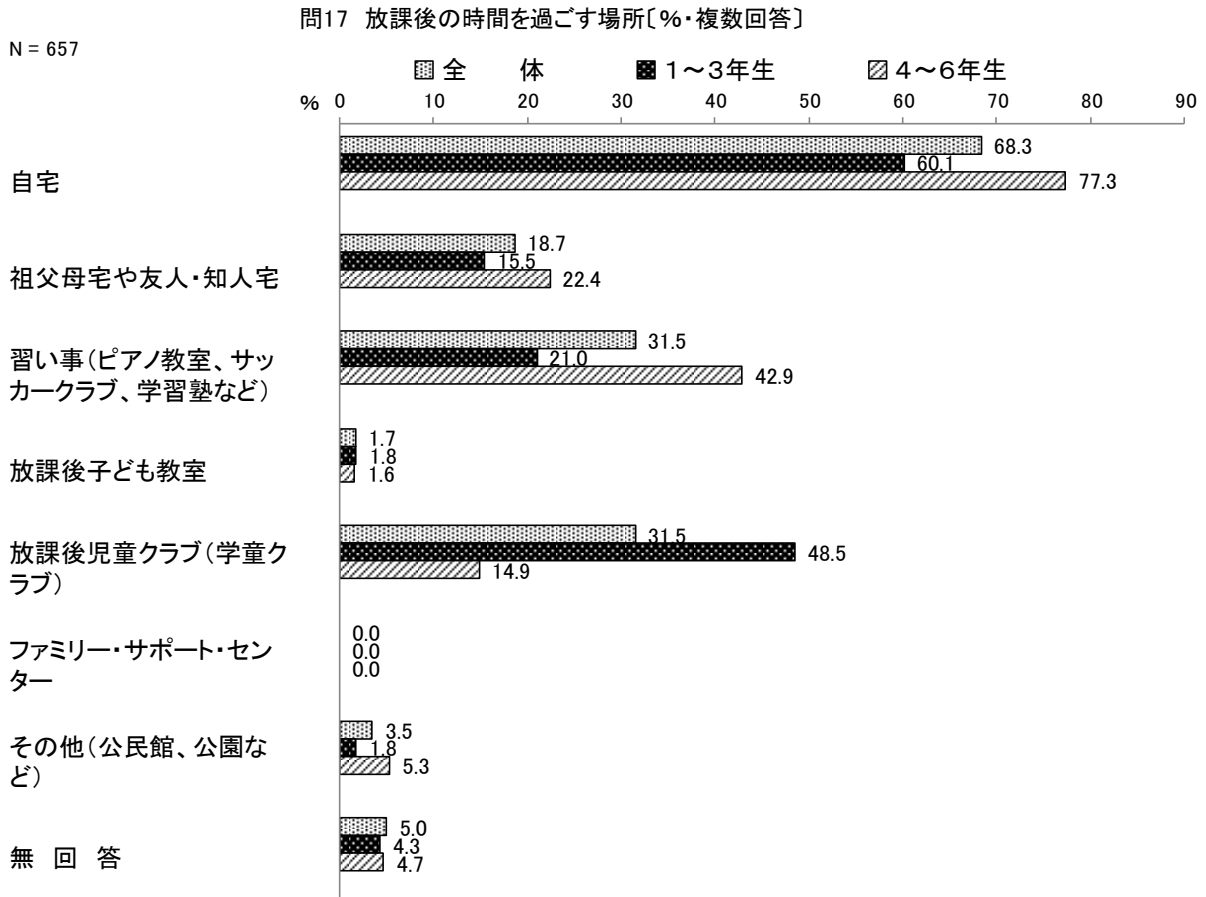
0～2歳で「認可保育所」が69.6%と多くなっています。



### ③放課後の過ごし方(小学生)

全体では、「自宅」が68.3%と多く、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」と「放課後児童クラブ(学童クラブ)」がともに31.5%で続いています。

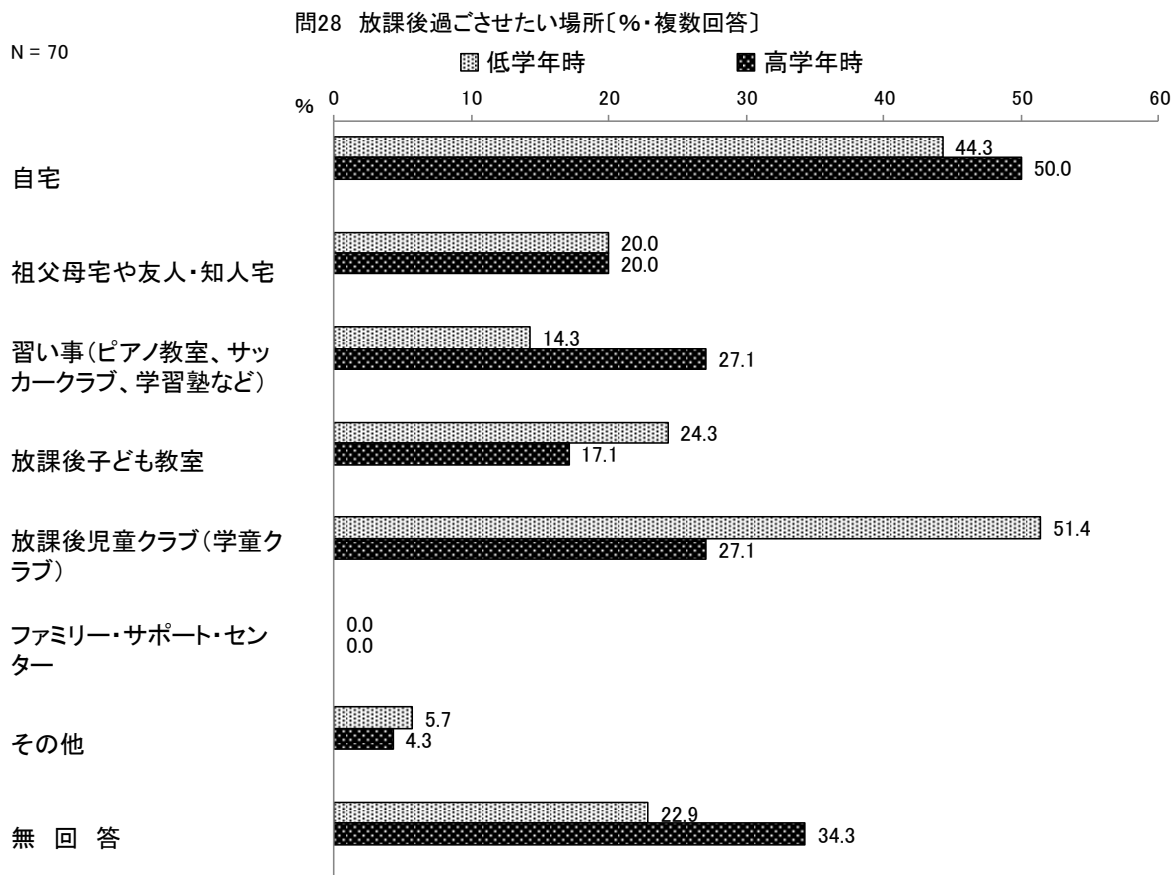
学年別では、1～3年生で「自宅」が60.1%、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が48.5%と多く、4～6年生で「自宅」が77.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が42.9%と多くなっています。



#### ④小学校就学後に放課後に過ごさせたい場所(5歳以上の就学前児童)

低学年時では、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が51.4%と多く、「自宅」が44.3%、「放課後子ども教室」が24.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.0%と続いています。

高学年時では、「自宅」が50.0%と多く、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」と「放課後児童クラブ(学童クラブ)」がともに27.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.0%、「放課後子ども教室」が17.1%と続いています。



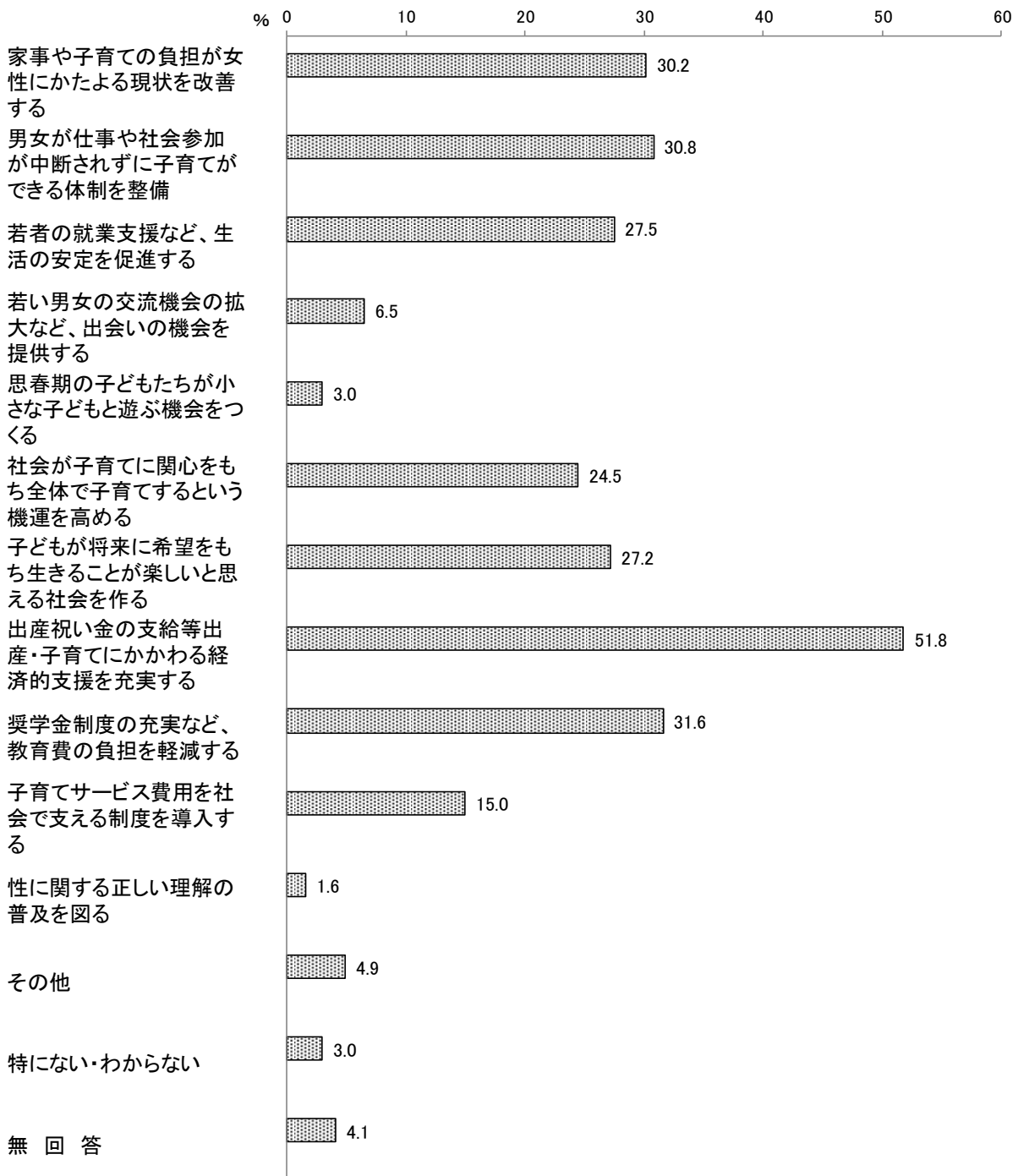
## ⑤子育て支援対策で重要だと思うこと

就学前児童保護者では、少子化対策で必要だと思うこととして「出産祝い金の支給等 出産・子育てにかかわる経済的支援を充実する」が50%を超えて最も多く、「奨学金制度の充実など、教育費の負担を軽減する」「男女が仕事や社会参加が中断されずに子育てができる体制を整備」「家事や子育ての負担が女性にかたよる現状を改善する」が続いています。

小学生保護者では、今後重要な子育て支援対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が50%近くで最も多く、「仕事と家庭生活の両立」「地域における子育て支援の充実」が続いています。

問31 少子化の流れを変えるために重要なこと(就学前児童保護者)[%・複数回答]

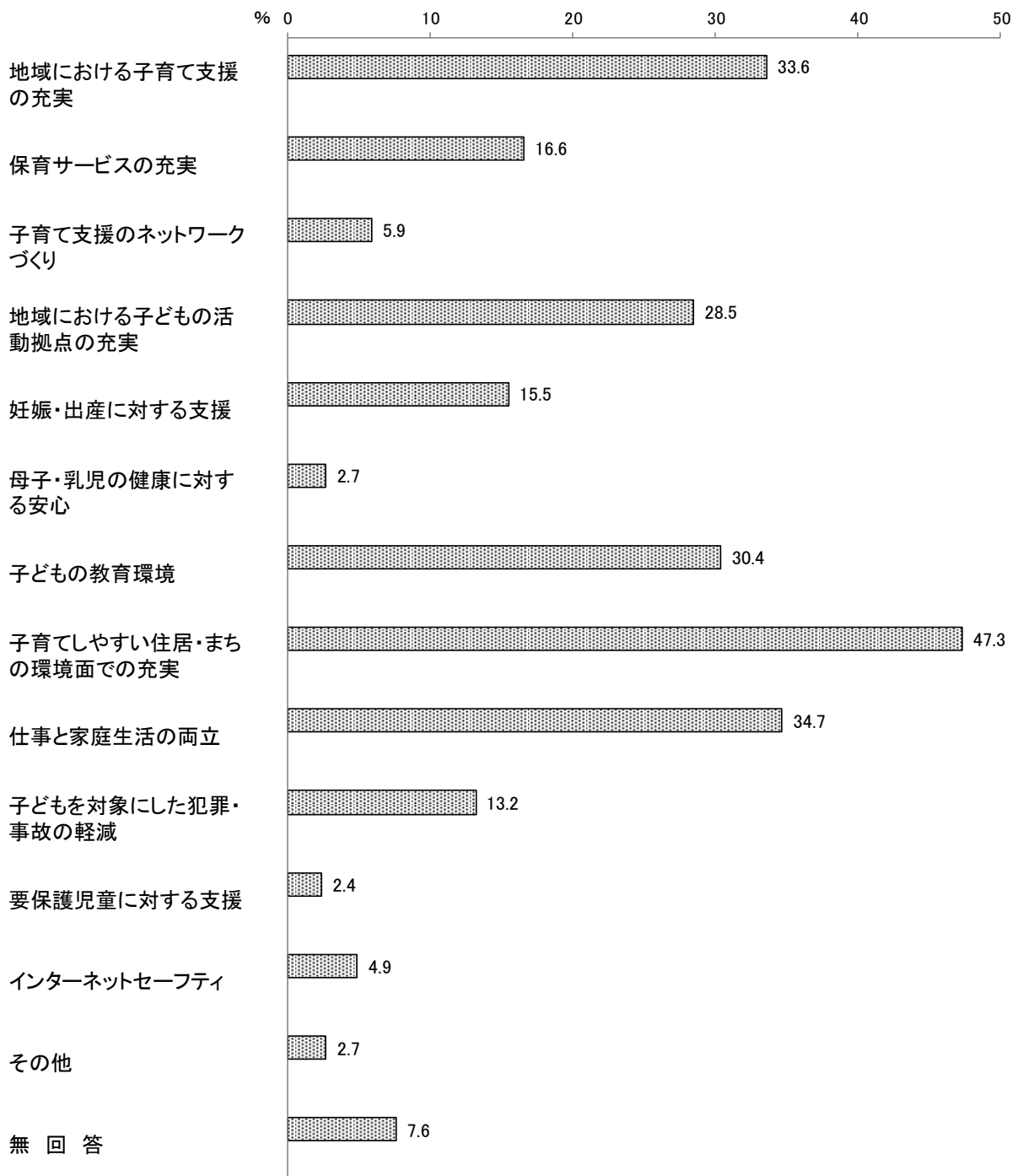
N = 367





問25 今後重要な子育て支援対策(小学生保護者)[%・複数回答]

N = 657

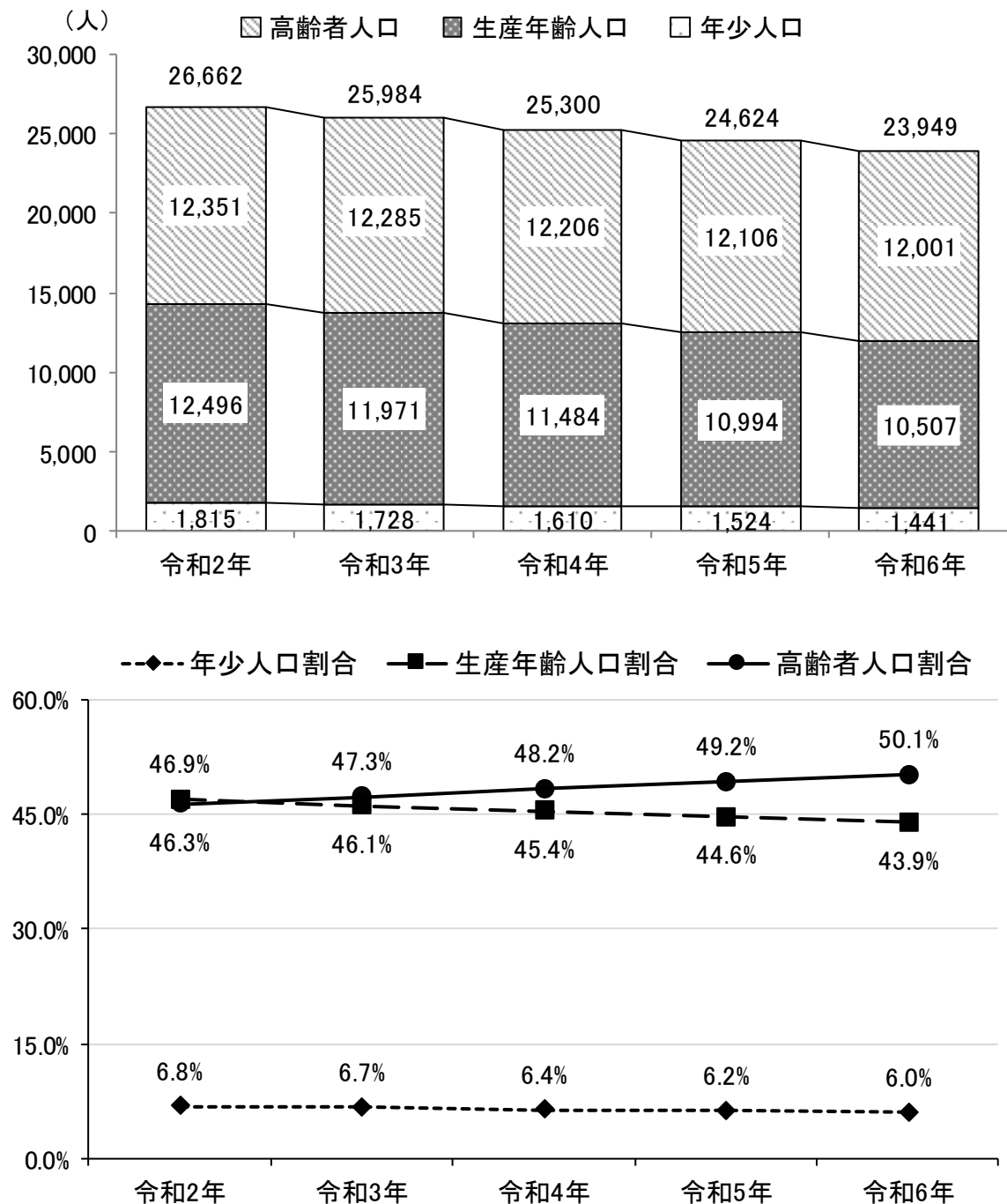


## 4. 人口推計

### (1) 計画期間中の人口の推移

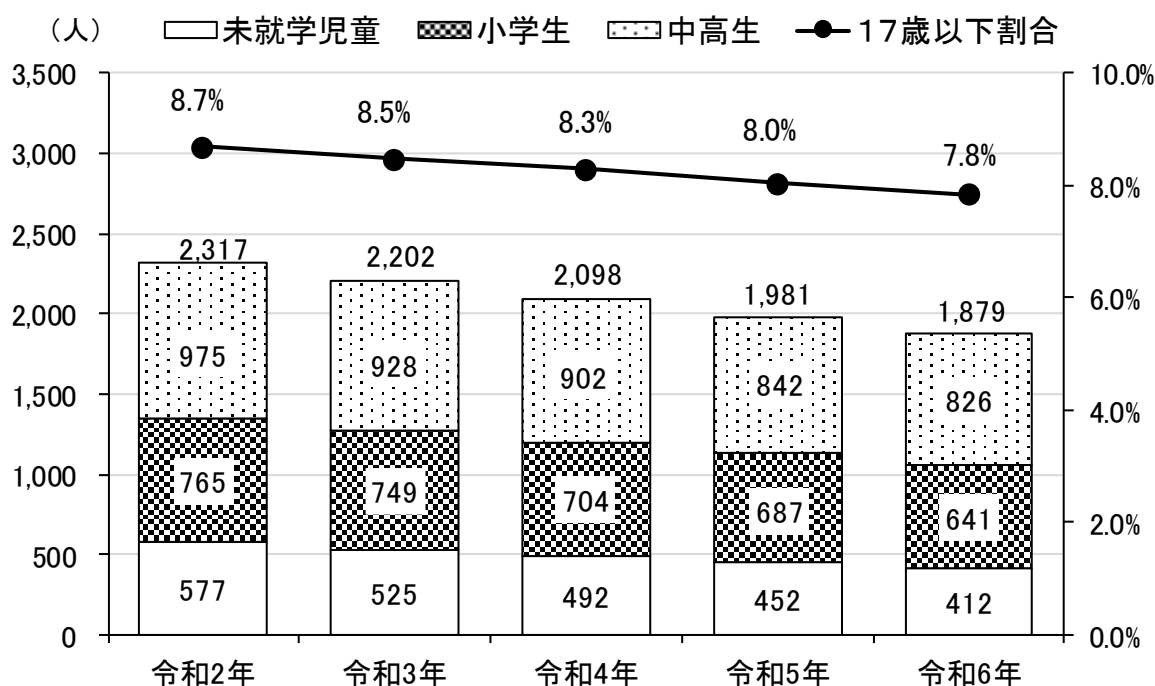
コーホート変化率法により、平成27～31年の住民基本台帳人口の男女別・年齢別の平均変化率の動きから計画期間の人口を推計しました。総人口は、令和2年の26,662人から令和6年では23,949人に減少し、年齢区分別の割合では15～64歳の生産年齢人口と高齢者人口が多くを占め、年少人口は6%台で推移すると推計されます。

#### 【推計人口の推移】



0～17歳以下の子ども人口の推計は、令和2年の2,317人から令和6年では1,879人と減少し、割合は8.7%から7.8%に微減していく見込みです。

### 【17歳以下の子どもの推計】



### 【0～11歳までの年齢ごとの推計人口】

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	80	73	67	62	58
1歳	73	81	74	68	63
2歳	99	73	81	74	68
0～2歳計	252	227	222	204	189
3歳	102	98	72	80	73
4歳	99	101	97	71	79
5歳	124	99	101	97	71
3～5歳計	325	298	270	248	223
6歳	102	125	100	102	98
7歳	127	100	122	99	100
8歳	141	126	99	121	98
9歳	117	141	126	99	121
10歳	141	117	141	126	99
11歳	137	140	116	140	125
6～11歳計	765	749	704	687	641
合計	1,342	1,274	1,196	1,139	1,053

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

子どもの最善の利益が実現される地域社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存や発達が保障されるよう、良質で適切に育つ環境づくりを進めていくことは、我が国の大きな目標です。

男鹿市では、家庭が教育の原点であり、出発点であるという基本認識のもと、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの共通の目標として、基本理念を以下のとおり設定します。

#### 【基本理念】

切れ目ない支援でおがっこ家族が健やかに育ち・暮らす 男鹿市

### 2. 基本目標

#### 基本目標1 地域の子育て支援の充実

おがっこネウボラを中心に、子育て支援、子どもの健全育成など、家庭や地域の機能を支えるための仕組み、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

#### 基本目標2 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の充実

学校・家庭・地域など地域全体が教育力を高めて、関わり合っ子どもたちの成長を応援していくことが重要です。子どもの心身の健全な成長を支援するため、良好な教育環境の整備に努めるとともに、地域社会の環境整備を進め、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりを目指します。

#### 基本目標3 安心して暮らせる生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた方、子どもたちが快適に安心して外出等できるような環境づくりに向けて、バリアフリーを基本に、必要な改修や整備を促進します。また、子どもの安全を守るための活動を推進します。

#### 基本目標4 支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

子どもの成長発達段階に応じた施策の展開を図ります。虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護支援、アフターケアに至る総合的支援を推進します。

また、安心して子どもを生み育てられる家庭環境づくりに向け、特に支援が必要な子ども・子育て家庭へのサービスの充実に努めます。

### 3. 施策体系

基本理念の実現に向けて推進する基本目標・基本施策を示します。

#### 基本目標

#### 基本施策

基本理念

切れ目ない支援でおがっこ家族が健やかに育ち・暮らす  
男鹿市

1. 地域の子育て支援の充実

- 1-1 地域での子育て支援の充実
- 1-2 教育・保育サービスの充実
- 1-3 男女共同参画の視点にたった仕事と子育ての両立支援
- 1-4 子育て家庭への経済的支援の推進

2. 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の充実

- 2-1 子ども・母親の健康の確保・増進
- 2-2 次世代を担う世代への支援
- 2-3 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実等
- 2-4 子どもの居場所づくりの推進
- 2-5 家庭と地域の教育力の向上

3. 安心して暮らせる生活環境の整備

- 3-1 安心して生活できる環境の整備
- 3-2 子どもの安全を確保するための活動推進

4. 支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

- 4-1 児童虐待防止対策の充実
- 4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4-3 障がい児支援の推進
- 4-4 子どもの貧困対策の推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1. 地域の子育て支援の充実

#### 1-1 地域での子育て支援の充実

~~保健センターにある~~「おがっこネウボラ」で、妊娠・出産から就学期までの子ども・子育て家庭のための情報提供と各種サポートをしています。男鹿市での子育てを支援する拠点として子育て家庭が「おがっこネウボラ」を知り、日々の子育てや悩みがある場合に活用してもらえるように、啓発・利用促進に努めます。また、「おがっこネウボラ」を中心に、地域の子育て支援活動のネットワークが広がるように取り組みます。

アンケートでは、子どもの遊び場についての意見が多くみられました。遊び場の案内や情報などについても周知を図ります。

**おがっこネウボラ 電話 0185-27-8155 (はいここ)**

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
おがっこネウボラ 妊娠・出産・育児包括 支援事業	母子保健コーディネーターを中心に、保健師、助産師、臨床心理士、栄養士などが一つになった支援チームの窓口を保健センター内に設置し、妊娠・出産・子育てから就学時まで、子育て世帯が直面する「困ったこと」や「心配なこと」に耳を傾け、相談に対応して支援します。	健康子育て課
親子ひろば	様々な催しを通して、親子で遊びを楽しみながら、地域と交流し合い、親子で遊びを楽しみます。	健康子育て課
子育てスペース「こっこルーム」	船川北公民館の一部を、自由に使える子育てスペースとして開放し、親子や子育て世代の交流の場として利用を促進します。	健康子育て課
妊娠、出産、子育て配 信事業 「おがっこネウボラ web」	妊娠・出産・子育てに関する各種の手続きや医療機関の情報から、親子ひろば等のイベント案内など、子育てに関する情報を幅広く発信します。	健康子育て課
ファミリー・サポート・ センター事業	子育ての援助を受けたい人と行いたい人とが会員になって、子育て家庭を地域で支えるシステムとして実施しており、会員の確保を図り、利用を促進します。	健康子育て課

## 1-2 教育・保育サービスの充実

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、提供体制を確保し、教育・保育サービスの保育の質の向上を図ります。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
質の高い教育・保育サービスの提供	保育園、幼稚園、こども園、事業所内保育等、各家庭の状況に応じた選択ができるよう、質の高い教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。延長保育、一時保育、病後児保育、地域子育て支援拠点事業等の提供体制を確保します。	健康子育て課
幼稚園・保育園・こども園・小学校との連携	よりよい教育・保育環境となるように、教育・保育施設間の交流や意見交換、小学校と連携した教育・保育の充実を図ります。	健康子育て課 学校教育課
わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業	教育・保育アドバイザーを配置し、それらを活用した就学前施設への巡回指導や研修支援を通し、就学前教育の質的向上、小学校への円滑な接続を図ります。	健康子育て課

## 1-3 男女共同参画の視点にたった仕事と子育ての両立支援

県や市内事業所、就業者や商工会等関連団体と連携を取りつつ、就業者、事業所、市民へ働き方改革や休業制度に関する周知・啓発を行い、仕事と子育ての両立のための基盤づくりに取り組みます。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
男女共同参画計画の推進	男女が生き生きと活躍する地域づくりに向け、働く場、家庭や地域での男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	企画政策課

## 1-4 子育て家庭への経済的支援の推進

子どもの健やかな成長と子育て家庭の経済的負担軽減を図るための施策を推進し、サービス等の周知を図りながら、適切な利用・支給を促進します。

## 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した時、申請により「出産育児一時金」を支給します。	生活環境課
不妊治療費助成	不妊治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成します。	健康子育て課
出産祝い金	生まれた赤ちゃんの健やかな成長に資するため、出産祝い金を支給します。	健康子育て課
児童手当	誕生から15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に対して支給します。	健康子育て課
福祉医療費受給者証(マル福カード)	乳幼児及び小中学生、ひとり親世帯の高校生の保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	生活環境課
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。	健康子育て課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある20歳未満の児童について、福祉の増進を図る目的で支給します。	健康子育て課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の障害児で、身体障害手帳1級程度、養育手帳A程度の障害を有する方など、日常生活において常時の介護を要する方に対して支給(所得制限あり)します。	福祉課
妊娠を希望する女性等の風しん予防接種費用の助成	「先天性風しん症候群」を予防するため、風しん予防接種費用の助成を行います。	健康子育て課
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学校の保護者に対して学用品費・医療費及び学校給食費等を援助します。	学校教育課
奨学金貸付	経済的理由により、就学が困難な高等学校生・高等専門学校生・専修学校生・大学生を援助するため、一定の基準により資金の貸付をいたします。	学校教育課
すこやか子育て支援事業	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料と副食費を県と市協働事業のすこやか子育て支援助成事業において一部または全額を助成します。	健康子育て課



## 基本目標2. 子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境の充実

### 2-1 子ども・母親の健康の確保・増進

市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を一層充実します。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査事業	妊婦が安全に出産することができるよう、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診を勧めます。産後は母体の健康維持のため、産後1か月検診の受診や母乳育児相談の利用を勧めます。また、受診にあたっては費用を助成します。	健康子育て課
妊産婦家庭訪問事業	妊娠中や産後に関する疑問・悩みについて、保健師・助産師・栄養士、臨床心理士が家庭訪問を行い相談にのります。必要に応じて家庭訪問します。	健康子育て課
新生児・乳児訪問(赤ちゃん訪問)事業	新生児・乳児と母親に、保健師・助産師が家庭訪問を行い、子どもの健康状態を確認し成長に必要な支援を行います。また、乳幼児健診や予防接種などに関する情報提供を行い、育児に関する相談に対応します。	健康子育て課
乳幼児健康診査事業	乳幼児の心身の状態を確認し、疾病・障害の予防と、早期発見に努め、成長発達を支援します。	健康子育て課
予防接種事業	予防接種法に基づき、協力医療機関での個別接種を実施し、費用の全額、もしくは一部を助成します。	健康子育て課
ママ・サポート119事業	妊婦の希望により、状況等を事前に登録していただくことで、緊急に搬送が必要な際に迅速な対応を実現し、出産を控えた妊婦の不安解消につなげます。	健康子育て課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、必要な医療費を給付します。	生活環境課

## 2-2 次世代を担う世代への支援

子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき役割などについて知る機会を、教育・保育施設、学校教育の活動や地域との交流活動など多くの機会を通じて啓発します。不健康やせやストレス等の思春期の課題をとらえた保健活動を推進します。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
青少年育成男鹿市民会議	社会を明るくする運動、子ども会リーダー養成講習会、あきた家族ふれあいサンサンデー作文集の発行、万引き防止の防犯パトロールなどを行い、明日の男鹿を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に活動しています。	教育総務課

## 2-3 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実等

学校・家庭・地域が一体となって学校を支援し、学校全体で教育活動に取り組むコミュニティ・スクールの教育環境づくりに取り組み、教育・保育施設、学校がそれぞれの特徴を生かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、生きる力を育む教育を推進します。また、地域の関わりや協力を得ながら、学びの機会・多様な体験の機会拡充と男鹿の良さを知り、ふるさとを思う教育を推進します。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
男鹿市・春日井市児童交流学習	男鹿市は、昭和 62 年から愛知県春日井市と児童相互交流を行っています。8 月には春日井市の子どもが男鹿市を訪問し、10 月には男鹿市の子どもが春日井市を訪問しています。訪問では、市内の小中学校との交流や、施設見学などを行っています。	学校教育課
男鹿市児童生徒の秋田大学医学部訪問	男鹿市教育委員会と秋田大学なまはげ分校の共催事業で、将来の職業として医師を目指す子どもや、医療関係の仕事に興味・関心がある子どもが、医学部訪問を通して夢をより具体的な形としてとらえることができるようにすることを目的とし、平成 26 年度から実施しています。	学校教育課
わくわくドキドキ理科実験教室～秋田大学の一日出張実験教室～	男鹿市教育委員会と秋田大学なまはげ分校の共催事業で、科学への興味関心を一層深め、科学好きな児童の育成を目標に小学生を対象にした理科実験教室を平成 26 年から実施しています。	学校教育課

事業名	内容	担当課
秋田大学防災教室	「秋田大学防災教室」は、防災についての講義を聞いたあとに防災ウォーキングを行い、通学路等の危険箇所・避難箇所等を記載した防災マップを児童自らが作成することで、地域への関心を高め、災害時等に最も安全なルートを選択して避難できるようになることを目的としています。	学校教育課
ICT整備事業	児童生徒がICTに触れ、活用する機会を創出することにより、今後社会活動で求められる情報活用能力を育成し、プログラミング教育の必修化に対応するとともに、ICTの活用により教育の質の向上を図ります。各校にタブレット端末、電子黒板、無線LAN環境を整備します。 小学校は令和元年度に導入が完了し、中学校は令和2年度に導入予定です。	教育総務課
外国語指導助手招致事業	外国語指導助手(ALT)3名を市内全小・中学校 10校へ派遣し、小学校第3・4学年外国語活動、第5・6学年外国語科、中学校英語科授業の補助、外国語スピーチコンテスト等の指導を行っています。	学校教育課
学力向上推進事業	秋田県と連携し市内小中学校の教職員に対する研修を行うほか、国際教養大学と希望する小・中学校との交流会や大学訪問を実施し留学生と交流をし、国際感覚を身につけた人材の育成を目指します。	学校教育課
ふるさと教育推進事業	市内小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校・地域・家庭が一体となって学校をサポートする取り組みであるコミュニティ・スクールを推進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを支援します。また、ふるさとを大切に思う気持ちを養うことを目的とし、男鹿市内の各機関と連携しながら、男鹿の自然や伝統文化、産業等に関わる体験をするおがっこ宿泊体験学習(小学5年生)を行っています。	学校教育課
食育の推進	食習慣の基礎が形成される幼児期の教育・保育施設においては、食育教室や栽培収穫体験を通じた食育活動を実施し、食育指導の充実につなげます。学校では食べ物と健康の関わりや自然・社会との関係など、生きていく上で食が果たす重要性を学ぶことで、食に関する興味や関心を高めます。	健康子育て課 学校教育課
地産地消の推進	男鹿で水揚げされた魚介類、男鹿市産や秋田県産の野菜などを優先的に給食食材に使用します。	農林水産課 健康子育て課 学校教育課
不登校・いじめ対策・適応教室	子ども自身や家庭の悩み、不登校やいじめなど心の悩みを抱える子どもへの支援体制を強化します。	学校教育課

## 2-4 子どもの居場所づくりの推進

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後に子どもたちが安全に過ごせる場の確保と次世代を担う人材を育成する観点から、子どもの居場所づくりを推進します。放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した実施や、活動内容の充実、体験活動の推進などに取り組みます。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
放課後児童クラブ	就労等により、昼間保護者がいない小学生を対象に遊びや生活の場を提供します。	健康子育て課
放課後子ども教室	学校放課後の空き教室等を活用し、地域住民や保護者が協力しながら子どもたちと様々な学習や体験活動を行います。	教育総務課

## 2-5 家庭と地域の教育力の向上

子育て家庭の教育力を育てるために地域の身近な支援が必要となるため、地域の様々な場で、親子が地域と接する機会を提供できるよう、学校や地域と連携し、家庭教育や地域交流の機会を確保します。

### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
家庭教育支援活動	家庭教育支援チームが主体となり、家庭教育に関する知識や工夫を経験者から学ぶための学習会「子育て元気アップ講座」を企画、開催するとともに、参加者の交流を通し、気兼ねない会話の中で気軽に悩みなどを相談、話し合うことができる場「お茶っこサロン」を開催し、家庭教育に関する支援を行います。	教育総務課

## 基本目標3. 安心して暮らせる生活環境の整備

### 3-1 安心して生活できる環境の整備

子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境の整備を促進します。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
インターネットセキュリティの啓発活動	家庭教育支援活動において、スマートフォン、タブレット、ゲーム機器の利用は避けて通れない子育て世帯に対して、安全安心な関わり方について周知を図っていきます。	教育総務課

### 3-2 子どもの安全を確保するための活動推進

防犯、交通安全、防災対策など地域安全活動を推進します。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
「こども110番の家」	子どもの下校時等の一時避難所としてこども110番の家を、地域の商店や事業所、家庭に協力を得て設置し、子どもの下校時の安全確保に努めます。	学校教育課
通学路及び散歩道の合同安全点検	教育・保育施設、学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携して、交通安全と防犯の視点から通学路及び散歩道の合同安全点検を行い、対策を検討することで、安全確保を図っていきます。	学校教育課 健康子育て課 建設課
スクールガード養成講習会	防犯に対する知識等の習得を目的とし、学校等で巡回・見守り等の活動を行う学校安全ボランティア(スクールガード)の養成を目的とし、講習会を開催します。 また、子どもの見守りに関わるものが一同に介し、意見交換を行う機会とします。	学校教育課

## 基本目標4. 支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

### 4-1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるよう、要保護児童対策地域協議会を活用し、多機関による役割分担と連携を図り、子どもとその家庭に対する支援に取り組みます。

また、地域住民に対し、児童虐待防止に向け啓発活動を継続し、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化し、問題への早期での的確な対応を図ります。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の活用	児童虐待等の要保護児とその家庭に適切に対応するため、関係機関が相互に連携することにより、虐待等の未然防止、早期発見及び再発防止を図るとともに、地域住民の意識啓発を図ります。	福祉課
虐待の早期発見に向けた情報共有	教育・保育施設、学校と連携し、児童虐待の早期発見に努め、関係機関との情報共有に努めます。	福祉課 健康子育て課 学校教育課

### 4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の状況に応じた日常生活支援を行う事業を進めるとともに、経済的支援や就労支援を進め、自立と生活の安定を促します。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
児童扶養手当(再掲)	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活安定と自立の促進、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給します。	健康子育て課
母子・父子家庭の福祉医療制度	18歳までの母子・父子家庭の児童の医療費(18歳の誕生日を迎えた日以後の3月31日まで)のうち保険診療自己負担分を助成します。	生活環境課
男鹿市就業資格取得支援助成金事業	求職者・学生を対象に、就業する上で有利となる資格等取得に要する費用の一部を助成します。	男鹿まるごと 売込課

### 4-3 障がい児支援の推進

子どもの発育・発達に不安や問題を抱える保護者が気軽に相談でき、必要な支援サービスを利用しながら、障がい等で支援が必要な子どもの成長と生活を支援するため、子ども発達相談や障がい児保育の充実に取り組みます。

#### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の障がい児で、身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度の障害を有する方など、日常生活において常時の介護を要する方に対して手当を支給します。	福祉課
障がいのある児童生徒等の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給	障がいのある児童生徒の保護者に、経済状況に応じて学用品・通学用品・修学旅行費・給食費等の補助を行います。 障がいのある児童生徒が学校生活を支障なく送ることができるように、今後も継続して就学に必要な費用の補助を行います。	学校教育課
特別支援教育の推進	障がい等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、学校生活をサポートする職員を配置しています。また、小学校入学の際に配慮事項を記入したサポートシートを活用し、特別な支援が必要な児童が安心して学校生活をスタートできるよう支援します。	学校教育課
幼児けんこう教室	保護者に学習、相談の機会を提供し養育の知識、技術を高め、幼児の発達と家族の支援を行います。	健康子育て課
障がい児福祉サービスの推進（児童発達支援）	障がいのある児童に対して、地域支援体制を整え、健やかな育成のための発達支援に取り組むほか、障がい福祉サービスの推進に努めます。	福祉課

#### 4-4 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長できるよう、地域みんなで支援するまちを目指して、男鹿市子どもの貧困に関する支援計画に基づき、子どもの貧困対策につながる施策を推進し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支えていく体制の構築に取り組みます。

##### 【主な取り組み】

事業名	内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒の就学援助	経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学校の保護者に対して学用品費・医療費及び学校給食費等を援助します。	学校教育課
男鹿市奨学資金貸与	保護者が市内に在住し、学業・人物ともに優良・健康な学生で、経済的理由により就学の困難な方に対し奨学金の貸付を行います。	学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前のセーフティネットとして就労支援や家計支援などの相談対応を行います。	福祉課
母子父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭に対する相談支援を行います。 母子父子寡婦福祉資金貸付、秋田県災害遺児愛護基金等必要な制度の情報提供をすることにより必要な支援へとつなげていきます。	福祉課



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれており、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

#### 【子ども・子育て支援制度の全体像】

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1)施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付(認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。) (2)地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応) (3)児童手当 (4)施設等利用給付	・利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など13の事業が規定されました。(これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。)
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所(現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。) ・新制度へ移行しない私立の幼稚園(事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。)	

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供します。

#### 【認定区分と提供施設】

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園または認定こども園	4～5時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所または認定こども園	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合)	保育所または認定こども園	8～11時間

## 2. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされており、全域を1区域と設定します。

## 3. 計画期間の子ども数と潜在的家族類型

### (1) 子ども数の推移と今後の見込み（0～5歳）

計画期間中の児童数について、平成29年～平成31年（各年4月1日現在）の1歳ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法により推計しました。

#### 【0～5歳の子ども数】

	実績			計画期間の推計				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	105	97	72	80	73	67	55 62	64 58
1歳	107	102	100	73	81	74	67 68	55 63
2歳	129	104	103	99	73	81	68 74	67 68
3歳	106	124	100	102	98	72	75 80	68 73
4歳	132	104	124	99	101	97	78 71	75 79
5歳	144	131	101	124	99	101	101 97	78 71
計	723	662	600	577	525	492	444 452	407 412

### (2) 潜在的ニーズを加味した家族類型

ニーズ調査の結果から、保護者の就労状況を加味した家庭類型に分類すると、以下のとおりとなります。潜在はニーズ調査の就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分しており、潜在の家庭類型は専業主婦（夫）の割合が低下しています。

#### 【0～5歳児童の家庭類型（調査結果より集計）】

家庭類型	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	45	13%	45	13%
タイプB フルタイム×フルタイム	148	43%	152	44%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	102	30%	106	31%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	6	2%	8	2%
タイプD 専業主婦（夫）	43	12%	33	10%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1	0%	1	0%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%	0	0%
タイプF 無業×無業	0	0%	0	0%
全体	345	100%	345	100%

## 4. 幼児期の学校教育・保育

### (1) 特定教育・保育（施設型給付）

施設型給付は、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」といいます。

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

#### 【第1期の状況(1・2号認定)】

(人)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	123	301	121	301	118	292	115	267	113	262
	424		422		410		382		375	
実績	114	369	107	370	106	367	83	347	70	301
	483		477		473		430		371	

#### 【第2期の見込み量(1・2号認定)】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	65	238	59	218	54	198	49	201	42	175
	303		277		252		182	231	44	164
供給量	65	238	59	218	54	198	49	201	42	175
	303		277		252		182	231	44	164
							250	208	217 208	

### 【第1期の状況(3号認定)】

(人)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	25	130	25	128	23	126	21	122	20	119
	155		153		149		143		139	
実績	72	66	69	88	72	83	59	88	37	104
	138		157		155		147		141	

### 【第2期の見込み量(3号認定)】

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	35	104	31	89	28	90	9 25	108 81	15 23	95 74
	139		120		118		117 106		110 97	
供給量	35	104	31	89	28	90	9 25	108 81	15 23	95 74
	139		120		118		117 106		110 97	

## (2) 地域型保育給付

地域型保育給付は、市が認可して0～2歳の3号認定者を対象に実施するものです。市内では事業所内保育施設が1か所あります。保育ニーズとしては0～2歳の保育サービスの見込みに含まれます。

事業名	対象児童	事業内容
①小規模保育	0～2歳 (3号)	少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもときめ細かな保育を行います。
②家庭的保育		保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
③居宅訪問型保育		個別のケアが必要な場合(障がい・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
④事業所内保育		会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【第1期の状況】

妊娠・出産・育児包括支援センター「おがっこネウボラ」で、相談支援を行っており、当該事業を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【第1期の状況】

子育てサークルや就園前の親子の集まる場などを提供しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	2,367人日	2,438人日	2,462人日	2,413人日	2,389人日
実績	2,528人日	2,603人日	2,334人日	1,968人日	1,700人日

#### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	800 <del>1,600</del> 人日	750 <del>1,500</del> 人日	700 <del>1,400</del> 人日	650 <del>1,300</del> 人日	600 <del>1,200</del> 人日
供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### (3) 妊婦健康診査

#### 【第1期の状況】

母子健康手帳の交付時に妊産婦健康診査受診券を交付しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	130人	124人	119人	114人	110人
実績	115人	118人	82人	85人	74人

#### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,120人回	1,022人回	938人回	868人回	812人回
供給量	1,120人回	1,022人回	938人回	868人回	812人回

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### 【第1期の状況】

生後4か月までの乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児や子どもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	108人	103人	99人	95人	92人
実績	91人	101人	84人	65人	75人

##### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	80人	73人	67人	62人	58人
供給量	80人	73人	67人	62人	58人

#### (5) 養育支援訪問事業

##### 【第1期の状況】

当該事業としては実施していません。

##### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭
供給量	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭

#### (6) 子育て短期支援事業

##### 【第1期の状況】

平成31年度から提供体制を確保しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	3人日
供給量	0人日	0人日	0人日	0人日	3人日

##### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
供給量	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【第1期の状況】

ファミリー・サポート・センター事業を実施しており、就学児童の学校の放課後過ごす場をファミリー・サポート・センターで提供・実施する事業が該当します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	8人日	10人日	14人日	14人日	16人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
供給量	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日

注)5歳児の保護者に、低学年、高学年時にファミサポの利用を希望した割合で算出、年間利用平均日数

(8) 一時預かり事業

【第1期の状況】

保育所での一時保育事業と、幼稚園での在園児を対象にした緊急保育、預かり保育の3事業が、一時預かり事業に該当します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,350人日	1,353人日	1,295人日	1,268人日	1,253人日
実績	843人日	376人日	547人日	771人日	290人日

【第2期の見込み量】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	在園児	1,200人日	1,099人日	994人日	912人日	819人日
	その他	285人日	259人日	243人日	223人日	203人日
提供体制	在園児	1,200人日	1,099人日	994人日	912人日	819人日
	その他	285人日	259人日	243人日	223人日	203人日

注)年間利用日数

## (9) 時間外（延長）保育事業

### 【第1期の状況】

保育園で早朝の延長と夕方の延長保育を実施しています。

### ■延長保育の範囲■

保育標準時間

実施保育所	実施日	時間（早朝）
市内7保育園	月から土曜日	午前7時30分～午前8時

保育短時間

実施保育所	実施日	時間（早朝）
市内7保育園	月から土曜日	午前7時30分～午前8時
	実施日	時間（延長）
	月から土曜日	午後4時～午後7時

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	159人	152人	148人	133人	129人
実績	117人	153人	98人	135人	129人

注)早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	120人	109人	102人	93人	84人
供給量	120人	109人	102人	93人	84人

注)18時以降の利用希望

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【第1期の状況】

市内では病後児保育事業を1か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	79人日	83人日	90人日	95人日	93人日
実績	142人日	94人日	56人日	54人日	36人日

### 【第2期の見込み量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
供給量	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日



## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【第1期の状況】

小学生児童を対象に、8か所で19時まで放課後児童クラブを開設しています。

名 称	開設場所	利用人数
船川児童クラブ	船川第一小学校内	49人
船越児童クラブ本館・分館	船越小学校内	102人
脇本児童クラブ	脇本第一小学校内	38人
北浦児童クラブ	北陽小学校内	16人
払戸児童クラブ	旧払戸小学校内	18人
美里児童クラブ	美里小学校内	19人
野石児童クラブ	旧野石小学校内	17人
五里合児童クラブ	五里合市民センター内	3人
合計 8 か所		262人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	337人	331人	319人	316人	308人
実績	285人	260人	252人	256人	262人

注) 申込み児童数

### 【第2期の見込み量】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	196人	64人	190人	62人	177人	58人	173人	57人	160人	53人
見込み量合計	260人		252人		235人		230人		213人	
供給量	260人		252人		235人		230人		213人	

注) 実人数

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に擁する費用等を助成する事業ですが、男鹿市は実施しておりません。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための新規事業です。

## 6. 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項等

---

### (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

保護者の就労の有無に関わらない施設利用、0歳児から就学前までの一貫した教育・保育・子育て支援の観点から、利用ニーズと利用実績の推移を把握しながら、これからの教育・保育施設の体制等を検討します。

教育・保育の場は、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、すべての子育て家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

### (2) 地域での教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携方策

利用者が効率的に希望するサービスの情報が得られるよう、市が中心となって、教育・保育資源等の情報を総合的に収集・提供します。

### (3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を推進します。

## 7. その他の事項

---

### (1) 産後休業及び育児休業後の事業の円滑な利用の確保に関する事項

産後・育児休業後に保護者が希望する時期から、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が可能となるよう、子育て支援センターや利用者支援事業により保育・教育施設の利用状況等の情報提供に努め、相談等に対応します。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応として、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めます。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や市内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

### (4) 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランの市町村計画として、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な推進や学校施設の活用を促進します。

### (5) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正を踏まえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

### (6) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

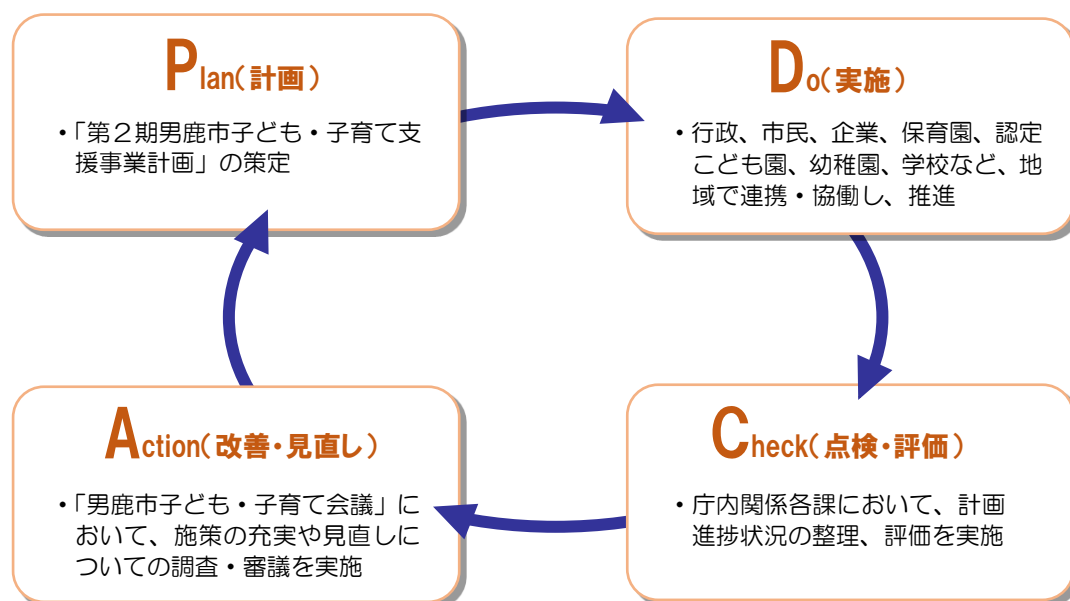
また、市民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「男鹿市子ども・子育て会議」において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

### 2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

### 3. PDCA サイクルによる推進・管理体制

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりのなかで実施することが重要です。本市では、以下の図のイメージに従い、計画を推進していきます。



## 参考資料

### 1. 男鹿市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

	内 容
令和元年7月3日（水）	<b>第1回子ども・子育て会議</b> ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・幼児教育の無償化について ・児童施設の再編についての意見交換会について
令和元年7月10日（水） ～7月22日（月）	<b>子ども・子育てニーズ調査実施</b>
令和元年11月18日（月）	<b>第2回子ども・子育て会議</b> ・ニーズ調査の集計結果（中間報告）について ・第2期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和2年1月27日（月）	<b>第3回子ども・子育て会議</b> ・第2期子ども・子育て支援事業計画（全体案）について
令和2年2月7日（金）～ 2月16日（日）	<b>新計画についての市民意見募集（パブリックコメント）</b>
令和2年3月	<b>計画策定</b>

### 2. 男鹿市子ども・子育て会議委員名簿及び条例

区 分	所 属	氏 名	備 考
保護者代表	船越保育園保護者会会長	佐々木 広輝	副委員長
	男鹿市PTA 連合会会長	海道 利夫	
事業主代表	男鹿市商工会専務理事	菅 原 一	
労働者代表	男鹿市職員労働組合執行委員長	鎌田 米久	
		船木 信彰	
子育て支援事業者	男鹿市保育協議会会長	矢野 千代	
	男鹿市保健センター保健師（母子担当）	今津谷 宏子	
学識経験者	子育てカフェ・にこりーフ代表	小玉 由紀	委員長

令和2年3月1日現在

## 男鹿市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、男鹿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年男鹿市条例第38号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

第2期男鹿市  
子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月  
発行 男鹿市 市民福祉部

〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1  
TEL : 0185-27-8074 FAX : 0185-24-3333

令和2年11月27日変更  
令和5年 3月30日変更